

平成 2 6 年 度

税 務 概 要



千葉県印旛郡酒々井町

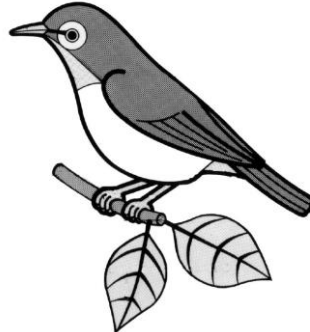
町 民 憲 章

古い歴史と伝統をもつ新しい町酒々井は、輝く太陽の下、清らかな水と豊かな緑に包まれたわたくしたちのふるさとです。

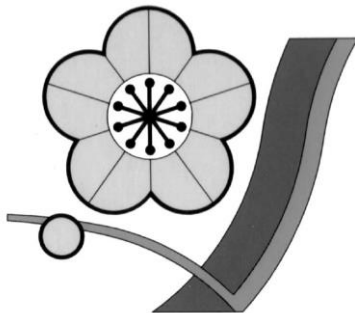
わたくしたちは、この素晴らしい自然を守りながら、文化の香り高い調和のとれた田園都市をつくりあげるために町民憲章を定めます。

- 一、わたくしたちは、歴史を大切に、自然を愛して美しいまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたちは、若い力を育て、働くことを喜び豊かなまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたちは、きまりを守り、他人を尊び明るいまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたちは、老人を敬い、子供を慈しみ温かいまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたちは、笑顔で接し、心の通う住みよいまちをつくりましょう。

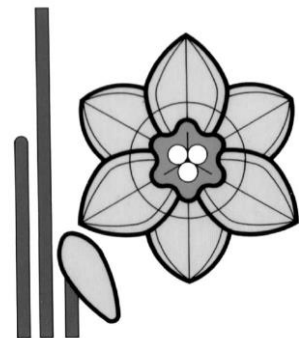
昭和 49 年 11 月 3 日制定



町の鳥「メジロ」
(平成 6 年制定)



町の木「梅」
(昭和 45 年制定)



町の花「水仙」
(平成元年制定)

I 酒々井町の概説

1	町の沿革等	1
2	人口等の推移	2
3	歳入歳出決算及び町税負担額の推移（一般会計）	2
4	平成25年度一般会計歳入歳出決算	4
5	平成26年度一般会計当初予算	6
6	酒々井町行政組織図	8

II 町税等の概況

1	租税体系図	9
2	税務事務概要	10
3	税目別決算額の推移（一般会計）	12
4	平成25年度町税決算状況（一般会計）	14
5	町税税率の経緯	16

III 税目別概況

(1) 町民税

1	町民税のあらまし	30
2	個人町民税納税義務者及び町民税額の推移	39
3	個人町民税所得者区分別課税額の推移	40
4	個人町民税所得者区分別納税義務者の推移	41
5	個人町民税所得者区分別総所得金額等の推移	42
6	個人町民税の所得控除額の推移	43
7	平成26年度個人町民税の納税義務者等に関する調	44
8	個人町民税負担額の推移	45
9	平成26年度個人町民税の課税標準額段階別課税状況	46
10	法人町民税調定額（現年課税分）の推移	47
11	平成25年度法人町民税月別調定額（現年課税分）	47
12	法人町民税決算期別法人数	48
13	法人の設立状況	48

(2) 固定資産税・都市計画税

1	固定資産税のあらまし	49
2	都市計画税のあらまし	51
3	納税義務者数（現年課税分）の推移	54
4	土地の筆数及び家屋棟数（免税点以上）の推移	54
5	調定額（現年課税分・免税点以上）・収入済額の推移	55
6	土地の概要に関する調	56
7	宅地に関する調（法定免税点以上）	58

8	家屋の概要に関する調	59
9	家屋の増減状況の推移	60
10	都市計画税に関する調（法定免税点以上）	61
11	償却資産の価格等に関する調	62
12	国有資産等所在市町村交付金及び納付金の状況	63
13	固定資産基準地等価格一覧表	64

(3) 軽自動車税

1	軽自動車税のあらまし	65
2	軽自動車税に関する調（定期分）	66

(4) 町たばこ税

1	町たばこ税のあらまし	68
2	町たばこ税の推移	69

(5) 国民健康保険税

1	国民健康保険税のあらまし	70
2	国民健康保険税の被保険者数・課税状況等の推移	71
3	国民健康保険税決算額の推移	73
4	平成25年度国民健康保険税の決算状況	73
5	国民健康保険1人当りの医療費と保険税の推移	75

IV 徴 収

1	町税口座振替状況調	76
2	町税口座振替納付状況調	76
3	督促状発送状況の推移	77
4	不納欠損額の推移	78
5	滞納繰越収納状況の推移	79
6	平成26年度納期一覧表	81

V そ の 他

1	税務証明書等の取扱件数	82
2	町税徴収経費の推移（一般会計）	83

I 酒々井町の概説

1. 町の沿革等

1. 位置

町は、千葉県北部、北総台地のほぼ中央部にあり、都心から約 50 km、成田国際空港から西に約 10 km に位置します。北東は国際空港と門前町の「成田市」や「富里市」と、南西は歴史と文化の城下町「佐倉市」や「八街市」と隣接し、また、北西では印旛沼を介して「印西市」に接しており、極めて温暖な気候に恵まれています。

方位	東経	方位	北緯
極東	140度18分	極南	35度42分
極西	140度14分	極北	35度45分

2. 交通

(鉄道) JR 成田線酒々井駅、JR 総武本線南酒々井駅、京成電鉄京成酒々井駅・京成宗吾参道駅の 3 線 4 駅があり、都心や千葉市、成田国際空港等と結ばれています。

(道路) 酒々井インターチェンジ・国道 51 号・296 号や、主要地方道成東酒々井線・富里酒々井線・県道宗吾酒々井線があり、県東部、千葉市及び東京方面を結んでいます。

3. 沿革

町は、中世室町時代に下総の国を統治した千葉氏が本佐倉城を築城し、以後約 100 年にわたり、政治、経済の中心として栄えました。その後、江戸時代には成田参詣の宿場町としてにぎわい、明治 22 年の町村制の施行で近隣 16 か町村が合併し、戸数 720 戸、人口 3,644 人の酒々井町が誕生しました。

以来、着実な歩みを続け、昭和 50 年代には、大規模な住宅開発に伴う急激な人口増加により、それまでの農業中心の町から都市機能を備えた住宅都市へと変貌し、人口 2 万人を超える町へと発展しました。

4. 土地利用

町は、東西 4.2 km、南北 6.2 km、面積 19.02 km²です。首都圏近郊整備地帯に属し、自然的土地利用と都市的土地利用の調和を基本に、早くから計画的な土地利用を進めています。

5. 町名の由来 (酒の井の伝説)

年老いた父親とその孝行息子の話。ある日、酒が何よりの楽しみの父親に酒を買って帰るお金がなく、途方にくれて歩いていると酒の香りのする井戸を見つけるといふ、所謂「養老伝説」が町名の由来であり、今も酒の井戸のあったと言われる場所には「酒の井」の碑が残されています。また、町内には有名な酒蔵もあり、酒造りにも適した豊かで良質な水が町の自慢でもあります。

2. 人口等の推移

区 分		21		22	
		人数（人）	前年比（%）	人数（人）	前年比（%）
人 口	男	10,823	99.5	10,799	99.8
	女	10,654	99.1	10,501	98.6
	計	21,477	99.3	21,300	99.2
世 帯 数		8,921	100.4	8,978	100.6
一世帯当たりの人口		2.41	99.1	2.37	98.5
人口密度（k㎡あたり）		1,129.2	99.3	1,119.9	99.2

資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

3. 歳入歳出決算及び町税負担額の推移（一般会計）

区 分		年度	
		21	22
一 般 会 計 （円）	歳 入	5,993,413,767	6,646,034,300
	歳 出	5,668,273,262	6,378,954,274
町 税 総 額 （ 円 ）		2,612,692,210	2,529,963,542
町 税 総 額 / 歳 入 総 額 （ % ）		43.6	38.1
町 税 負 担 額 （円）	一人当たり	121,651	118,778
	一世帯当たり	292,870	281,796
歳 出 額 （円）	一人当たり	263,923	299,481
	一世帯当たり	635,385	710,509

23		24		25		26	
人数（人）	前年比（%）	人数（人）	前年比（%）	人数（人）	前年比（%）	人数（人）	前年比（%）
10,747	99.5	10,695	99.5	10,734	100.4	10,750	100.1
10,522	100.2	10,494	99.7	10,661	101.6	10,703	100.4
21,269	99.9	21,189	99.6	21,395	101.0	21,453	100.3
8,966	99.9	9,055	101.0	9,244	102.1	9,445	102.2
2.37	100.0	2.34	98.6	2.31	98.9	2.27	98.1
1,118.2	99.9	1,114.0	99.6	1,124.9	101.0	1,127.9	100.3

23	24	25	26
6,128,762,785	6,611,728,360	6,417,021,751	5,863,305,000
5,747,871,031	6,054,859,990	6,010,178,833	5,863,305,000
2,537,523,802	2,509,491,160	2,582,459,844	2,511,922,000
41.4	38.0	40.2	42.8
119,306	118,434	120,704	117,090
283,016	277,139	279,366	265,953
270,246	285,755	280,915	273,309
641,074	668,676	650,171	620,784

資料：歳入歳出決算書（平成26年度は当初予算）

4. 平成25年度一般会計歳入歳出決算

(単位：千円・%)

歳入			歳出		
款別	決算額	構成比	款別	決算額	構成比
町税	2,582,460	40.2	議会費	112,786	1.9
地方譲与税	62,504	1.0	総務費	1,109,790	18.5
利子割交付金	5,265	0.1	民生費	1,465,383	24.4
配当割交付金	10,019	0.1	衛生費	462,746	7.7
株式等譲渡所得割交付金	18,375	0.3	農林水産業費	127,800	2.1
地方消費税交付金	160,820	2.5	商工費	120,206	2.0
自動車取得税交付金	27,866	0.4	土木費	643,192	10.7
地方特例交付金	15,608	0.2	消防費	458,861	7.6
地方交付税	1,099,692	17.1	教育費	1,039,168	17.3
交通安全対策特別交付金	3,520	0.1	公債費	470,247	7.8
分担金及び負担金	61,556	1.0			
使用料及び手数料	44,220	0.7			
国庫支出金	762,690	11.9			
県支出金	309,971	4.8			
財産収入	4,986	0.1			
寄附金	3,629	0.1			
繰入金	265,974	4.1			
繰越金	249,817	3.9			
諸収入	139,849	2.2			
町債	588,200	9.2			
歳入合計	6,417,021	100.0	歳出合計	6,010,179	100.0

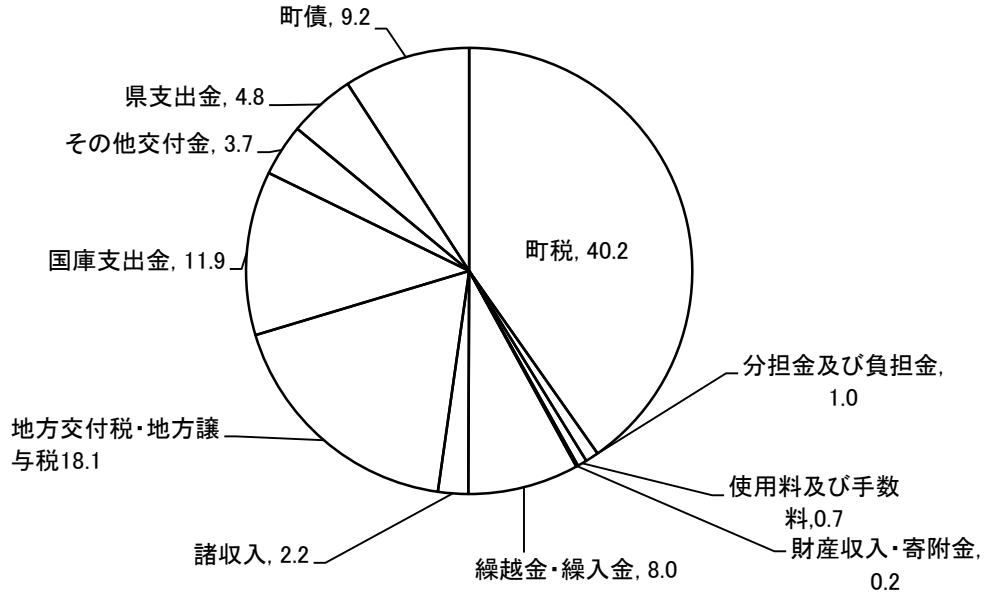
○ 町税の税目別歳入決算

(単位：千円・%)

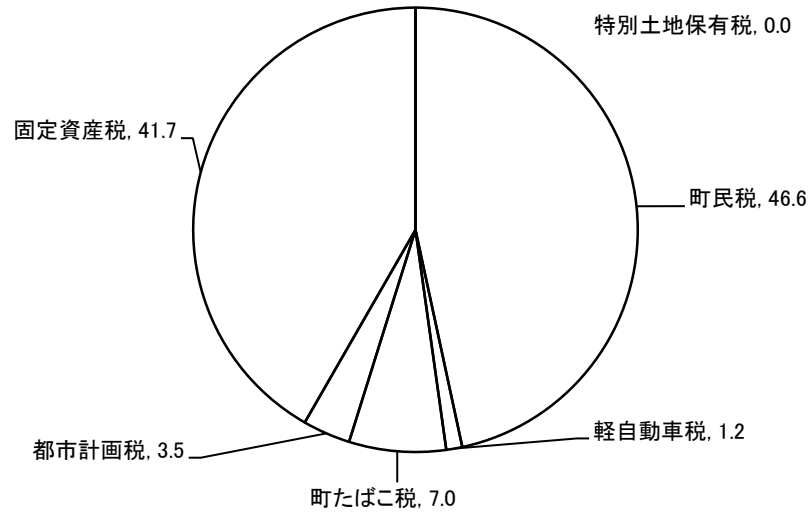
項目	決算額	構成比	項目	決算額	構成比
町民税	1,203,954	46.6	都市計画税	89,592	3.5
固定資産税	1,076,875	41.7	特別土地保有税	0	0.0
軽自動車税	30,039	1.2			
町たばこ税	182,000	7.0	町税歳入合計	2,582,460	100.0

図表（平成25年度一般会計歳入歳出決算額）

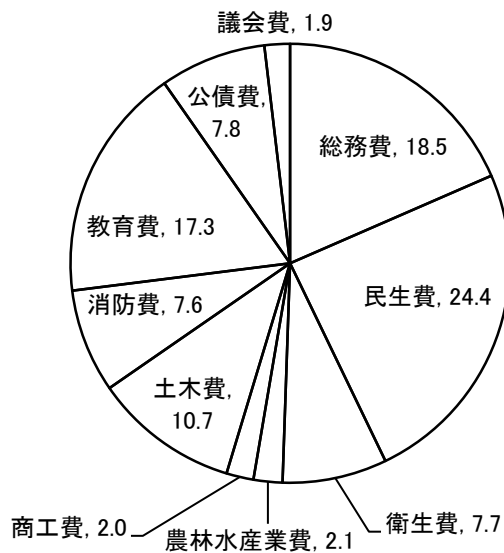
1. 歳入の構成比（%）（総額 6,417,021 千円）（自主財源 61.4% 依存財源 38.6%）



2. 町税の構成比（%）（総額 2,582,460 千円）



3. 歳出の構成比（%）（総額 6,010,179 千円）



5. 平成26年度一般会計当初予算

(単位：千円・%)

歳入			歳出		
款別	予算額	構成比	款別	予算額	構成比
町税	2,511,922	42.8	議会費	118,851	2.0
地方譲与税	63,600	1.1	総務費	1,039,431	17.7
利子割交付金	5,200	0.1	民生費	1,449,790	24.7
配当割交付金	12,100	0.2	衛生費	488,611	8.3
株式等譲渡所得割交付金	4,300	0.1	農林水産業費	102,338	1.8
地方消費税交付金	195,400	3.3	商工費	109,586	1.9
自動車取得税交付金	11,000	0.2	土木費	785,934	13.4
地方特例交付金	13,100	0.2	消防費	465,450	7.9
地方交付税	989,000	16.9	教育費	835,376	14.3
交通安全対策特別交付金	3,600	0.1	公債費	457,938	7.8
分担金及び負担金	55,960	1.0	予備費	10,000	0.2
使用料及び手数料	43,681	0.8			
国庫支出金	534,035	9.1			
県支出金	341,687	5.8			
財産収入	4,960	0.1			
寄附金	2	0.0			
繰入金	423,933	7.2			
繰越金	30,000	0.5			
諸収入	130,625	2.2			
町債	489,200	8.3			
歳入合計	5,863,305	100.0	歳出合計	5,863,305	100.0

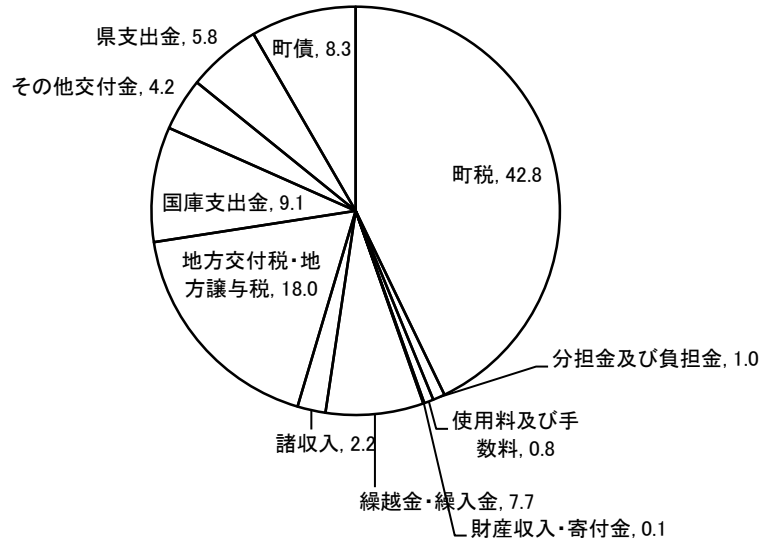
○ 町税の税目別歳入当初予算

(単位：千円・%)

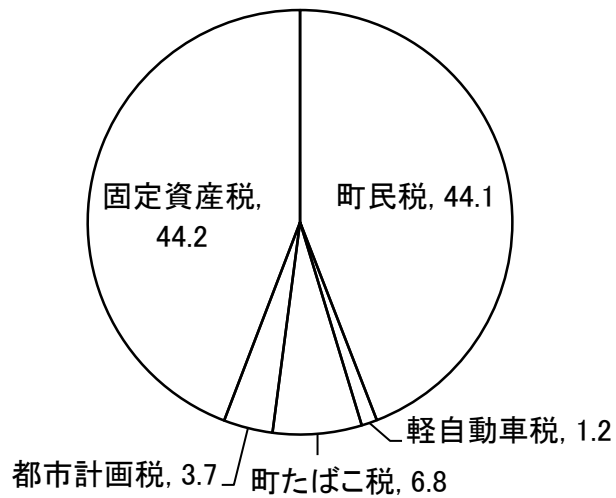
項目	予算額	構成比	項目	予算額	構成比
町民税	1,108,001	44.1	都市計画税	94,079	3.7
固定資産税	1,109,806	44.2	特別土地保有税	1	0.0
軽自動車税	29,986	1.2			
町たばこ税	170,049	6.8	町税歳入合計	2,511,922	100.0

図表（平成26年度一般会計歳入歳出当初予算額）

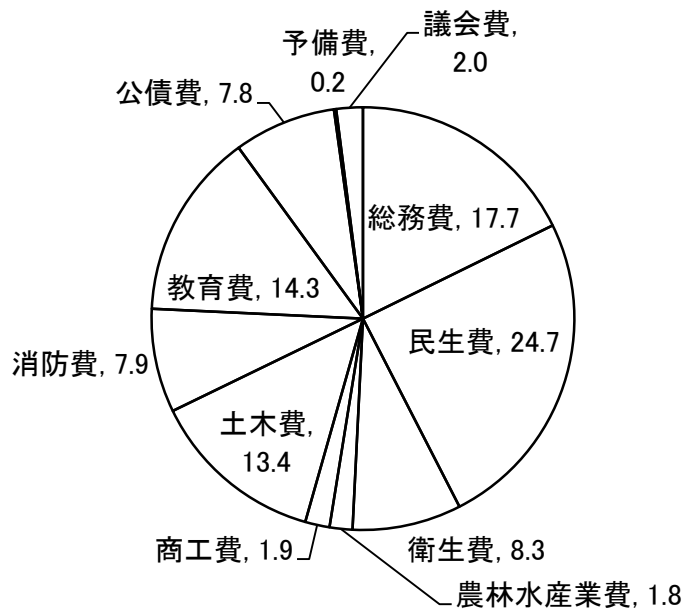
1. 歳入の構成比（%）（総額 5,863,305 千円）（自主財源 62.9% 依存財源 37.1%）



2. 町税の構成比（%）（総額 2,511,922 千円）



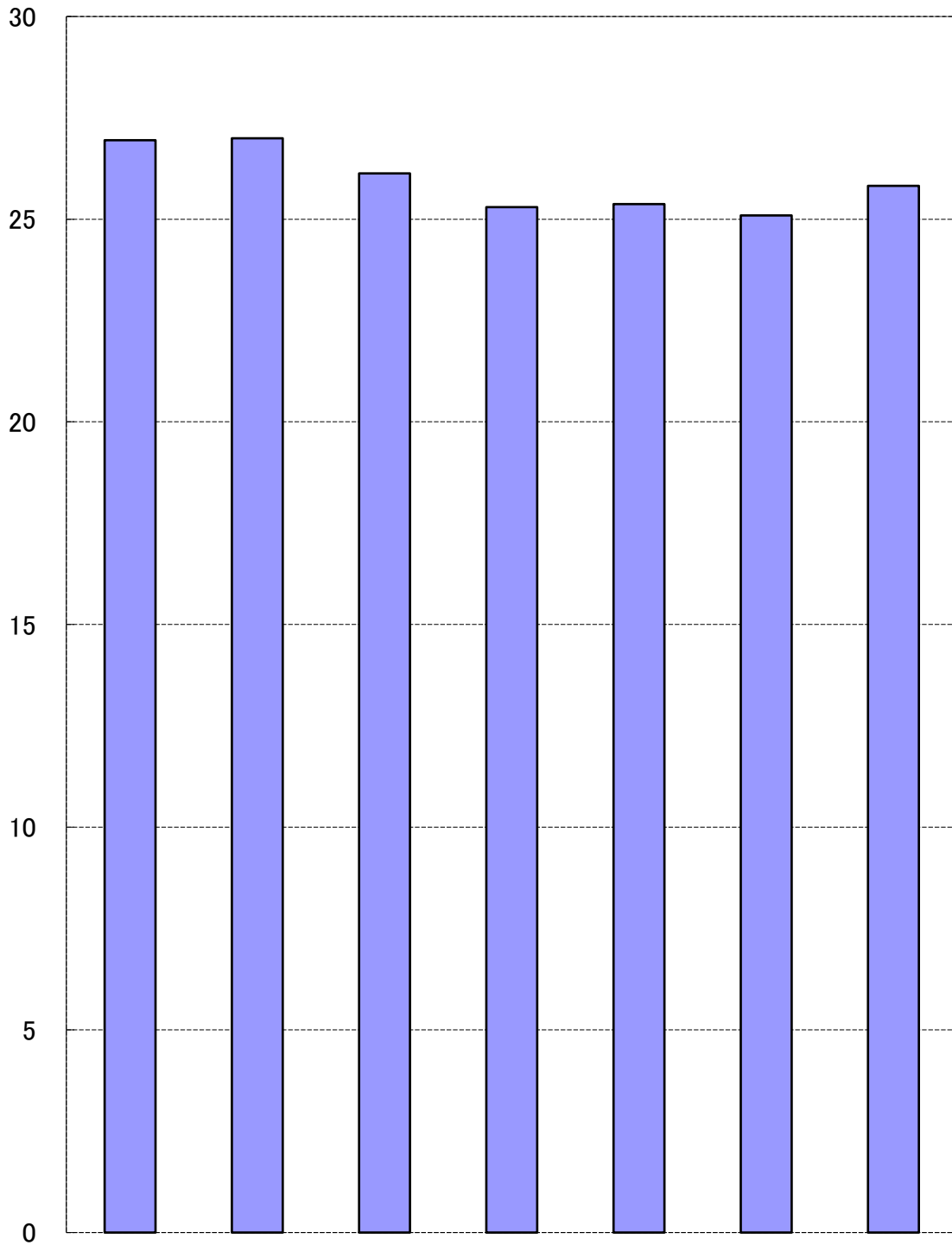
3. 歳出の構成比（%）（総額 5,863,305 千円）



II 町税等の概況

(一般会計町税総額の推移)

単位：億円



	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
決算額	2,695,131	2,699,668	2,612,692	2,529,964	2,537,524	2,509,491	2,582,460

(単位：千円)

2. 税務事務概要

税関係の委員会等

1. 酒々井町固定資産評価審査委員会（定数3名）

職名	氏名	住所	任期
委員長	齋藤 照一	下岩橋99	平成23年12月22日～平成26年12月21日
職務代理人	鶴岡 嘉廣	酒々井1692	平成23年12月22日～平成26年12月21日
委員	星野 建一郎	中央台3-3-1 6-302	平成23年12月22日～平成26年12月21日

税務課事務分掌

住民税班	1. 町民税の申告及び賦課に関する事
	2. 軽自動車税の賦課に関する事
	3. 町たばこ税の賦課に関する事
	4. 国民健康保険税の賦課に関する事
	5. 法人町民税に関する事
	6. 国税及び県税に関する事
資産税班	1. 固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事
	2. 固定資産の実地調査及び評価に関する事
	3. 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する事
	4. 公簿の閲覧及び固定資産の証明に関する事
収税班	1. 町税の徴収に関する事
	2. 納税督促・催告に関する事
	3. 滞納処分に関する事
	4. 納税口座振替に関する事
	5. 収納委託及び受託に関する事
	6. 納税思想の普及に関する事
	7. 納税の証明に関する事
	8. 固定資産評価審査委員会に関する事
	9. 千葉県滞納整理推進機構に関する事

■ 職員数等（各年度4月1日現在）

年度	班 名	職 名							計
		課長 (室長)	主 幹	副主幹	主 査	副主査	主 任	主 事	
22		1							1
	住民税班		1	1	1	1	2		6
	資産税班			1	1	1		1	4
	収 税 班			2		1	1		4
	計	1	1	4	2	3	3	1	15
		課長	主 幹	副主幹	主査	副主査	主任	主事	計
23		1							1
	住民税班			1	1	1	2		5
	資産税班			1	1	1		1	4
	収 税 班			2		1	1		4
	計	1	0	4	2	3	3	1	14
		課長	主 幹	副主幹	主査	副主査	主任	主事	計
24		1							1
	住民税班			2	1	1	1		5
	資産税班		1		2		1		4
	収 税 班			1		2			3
	計	1	1	3	3	3	2	0	13
		課長	主 幹	副主幹	主査	副主査	主任	主事	計
25		1							1
	住民税班			2		1	2		5
	資産税班		1		2		1	1	5
	収 税 班		1			2			3
	計	1	2	2	2	3	3	1	14
		課長	主 幹	副主幹	主査	副主査	主任	主事	計
26		1							1
	住民税班		1	1		1	2		5
	資産税班		1	2				1	4
	収 税 班		1	1		1		1	4
	計	1	3	4	0	2	2	2	14
		課長	主 幹	副主幹	主査	副主査	主任	主事	計

(平成22年度は7月1日現在)

3. 税目別決算額の推移（一般会計）

税目等		年度	21				22			
		区分	調定額	収入済額	収納率	収入前年対比	調定額	収入済額	収納率	収入前年対比
町民税	個人	現	1,205,494	1,173,789	97.4	97.6	1,104,944	1,077,497	97.5	91.8
		滞	101,617	22,005	21.7	153.7	105,819	16,281	15.4	74.0
		計	1,307,111	1,195,794	91.5	98.3	1,210,763	1,093,778	90.3	91.5
	法人	現	95,385	94,644	99.2	82.0	98,108	96,803	98.7	102.3
		滞	3,151	786	24.9	119.5	2,721	395	14.5	50.3
		計	98,536	95,430	96.8	82.3	100,829	97,198	96.4	101.9
計		1,405,647	1,291,224	91.9	99.0	1,311,592	1,190,976	90.8	92.2	
固定資産税	固定資産税	現	1,080,142	1,060,246	98.2	101.3	1,098,592	1,078,186	98.1	101.7
		滞	71,618	12,819	17.9	181.5	71,187	11,414	16.0	89.0
		計	1,151,760	1,073,065	93.2	102.2	1,169,779	1,089,600	93.1	101.5
	交・納付金	現	5,380	5,380	100.0	98.2	5,485	5,485	100.0	102.0
	計		1,157,140	1,078,445	93.2	102.2	1,175,264	1,095,085	93.2	101.5
軽自動車税	現	27,759	26,234	94.5	105.8	28,878	27,396	94.9	104.4	
	滞	3,241	663	20.5	98.0	3,706	730	19.7	110.1	
	計	31,000	26,897	86.8	105.6	32,584	28,126	86.3	104.6	
町たばこ税	現	121,493	121,494	100.0	93.4	121,607	121,607	100.0	100.1	
特別土地保有税	現	0	0	0.0	皆減	0	0	0.0	0.0	
	滞	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	
	計	0	0	0.0	皆減	0	0	0.0	0.0	
都市計画税	現	95,213	93,460	98.2	101.0	94,903	93,140	98.1	99.7	
	滞	6,555	1,172	17.9	181.6	6,450	1,030	16.0	87.9	
	計	101,768	94,632	93.0	101.9	101,353	94,170	92.9	99.5	
合計	現年課税分		2,728,166	2,575,247	94.4	99.6	2,630,866	2,500,114	95.0	97.1
	滞納繰越分		186,182	37,445	20.1	156.8	189,883	29,850	15.7	79.7
	計		2,914,348	2,612,692	89.6	100.2	2,820,749	2,529,964	89.7	96.8

(単位：千円・%)

23				24				25			
調定額	収入済額	収納率	収入前年対比	調定額	収入済額	収納率	収入前年対比	調定額	収入済額	収納率	収入前年対比
1,059,945	1,032,074	97.4	95.8	1,072,768	1,048,240	97.7	101.6	1,066,510	1,036,387	97.2	98.9
111,930	15,820	14.1	97.2	116,983	16,023	13.7	101.3	118,246	16,662	14.1	104.0
1,171,875	1,047,894	89.4	95.8	1,189,751	1,064,263	89.5	101.6	1,184,756	1,053,049	88.9	98.9
110,204	109,694	99.5	113.3	106,507	105,926	99.5	96.6	150,951	150,404	99.6	142.0
3,301	848	25.7	214.7	2,613	404	15.5	47.6	2,540	501	19.7	124.0
113,505	110,542	97.4	113.7	109,120	106,330	97.4	96.2	153,491	150,905	98.3	141.9
1,285,380	1,158,436	90.1	97.3	1,298,871	1,170,593	90.1	101.0	1,338,247	1,203,954	90.0	102.8
1,106,205	1,086,530	98.2	100.8	1,064,112	1,047,078	98.4	96.4	1,075,744	1,060,617	98.6	101.3
74,799	16,256	21.7	142.4	73,374	12,738	17.4	78.4	68,724	11,471	16.7	90.1
1,181,004	1,102,786	93.4	101.2	1,137,486	1,059,816	93.2	96.1	1,144,468	1,072,088	93.7	101.2
5,485	5,485	100.0	100.0	5,485	5,485	100.0	100.0	4,787	4,787	100.0	87.3
1,186,489	1,108,271	93.4	101.2	1,142,971	1,065,301	93.2	96.1	1,149,255	1,076,875	93.7	101.1
30,195	28,866	95.6	105.4	30,226	28,882	95.6	100.1	30,596	29,274	95.7	101.4
4,046	729	18.0	99.9	4,211	652	15.5	89.4	4,320	765	17.7	117.3
34,241	29,595	86.4	105.2	34,437	29,534	85.8	99.8	34,916	30,039	86.0	101.7
121,607	121,607	100.0	100.0	154,852	154,852	100.0	127.3	182,000	182,000	100.0	117.5
0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
94,856	93,169	98.2	100.0	89,532	88,099	98.4	94.6	89,867	88,603	98.6	100.6
6,689	1,440	21.5	139.8	6,499	1,113	17.1	77.3	5,999	989	16.5	88.9
101,545	94,609	93.2	100.5	96,031	89,212	92.9	94.3	95,866	89,592	93.5	100.4
2,552,517	2,477,425	97.1	99.1	2,523,482	2,478,562	98.2	100.0	2,600,455	2,552,072	98.1	103.0
189,883	35,093	18.5	117.6	203,680	30,930	15.2	88.1	199,829	30,388	15.2	98.2
2,742,400	2,512,518	91.6	99.3	2,727,162	2,509,492	92.0	99.9	2,800,284	2,582,460	92.2	102.9

資料：平成21年度～平成25年度決算統計書

4. 平成25年度町税決算状況（一般会計）

税目	予算額	調定額	収入済額
1 町民税	1,124,399,000	1,338,246,836	1,203,954,155
（個人）現年課税分	978,159,000	1,066,509,999	1,036,387,390
滞納繰越分	10,892,000	118,246,290	16,661,565
計	989,051,000	1,184,756,289	1,053,048,955
（法人）現年課税分	135,048,000	150,950,800	150,404,400
滞納繰越分	300,000	2,539,747	500,800
計	135,348,000	153,490,547	150,905,200
2 固定資産税	1,044,081,000	1,149,255,290	1,076,875,387
現年課税分	1,029,022,000	1,075,744,400	1,060,616,814
滞納繰越分	10,272,000	68,723,890	11,471,573
計	1,039,294,000	1,144,468,290	1,072,088,387
交付金及び納付金	4,787,000	4,787,000	4,787,000
3 軽自動車税	30,086,000	34,915,700	30,038,600
現年課税分	29,409,000	30,596,200	29,273,400
滞納繰越分	677,000	4,319,500	765,200
4 町たばこ税	180,687,000	181,999,652	181,999,652
5 特別土地保有税	1,000	0	0
現年課税分	1,000	0	0
滞納繰越分	0	0	0
6 都市計画税	88,326,000	95,866,834	89,592,050
現年課税分	87,296,000	89,867,100	88,603,350
滞納繰越分	1,030,000	5,999,734	988,700
現年課税分合計	2,444,409,000	2,600,455,151	2,552,072,006
滞納繰越分合計	23,171,000	199,829,161	30,387,838
合計	2,467,580,000	2,800,284,312	2,582,459,844

(単位：円・%)

不納欠損額	収入未済額	収 納 率	平成24年度 収 納 率	平成23年度 収 納 率
12,391,540	121,901,141	89.97	90.12	90.12
	30,122,609	97.18	97.71	97.37
11,932,640	89,652,085	14.09	13.70	14.13
11,932,640	119,774,694	88.88	89.45	89.42
	546,400	99.64	99.45	99.54
458,900	1,580,047	19.72	15.46	25.69
458,900	2,126,447	98.32	97.44	97.39
8,217,176	64,162,727	93.70	93.20	93.41
	15,127,586	98.59	98.40	98.22
8,217,176	49,035,141	16.69	17.36	21.73
8,217,176	64,162,727	93.68	93.17	93.38
		100.00	100.00	100.00
418,400	4,458,700	86.03	85.76	86.43
	1,322,800	95.68	95.55	95.60
418,400	3,135,900	17.72	15.48	18.02
		100.00	100.00	100.00
0	0	0.00	0.00	0.00
0	0	0.00	0.00	0.00
0	0	0.00	0.00	0.00
747,424	5,527,360	93.45	92.90	93.17
	1,263,750	98.59	98.40	98.22
747,424	4,263,610	16.48	17.13	21.52
0	48,383,145	98.14	98.22	98.00
21,774,540	147,666,783	15.21	15.19	17.48
21,774,540	196,049,928	92.22	92.02	92.13

5. 町税税率の経緯

区分		年度	56	57	58																											
町 民 税	個 人 所 得 割	均等割	町民税 1,000円		県民税 500円																											
		課税標準額		税率(%)	速算控除(円)																											
		30万円以下の金額		2	0																											
		30万円を超え45万円以下の金額		3	3,000																											
		45万円を超え70万円以下の金額		4	7,500																											
		70万円を超え100万円以下の金額		5	14,500																											
		100万円を超え130万円以下の金額		6	24,500																											
		130万円を超え230万円以下の金額		7	37,500																											
		230万円を超え370万円以下の金額		8	60,500																											
		370万円を超え570万円以下の金額		9	97,500																											
570万円を超え950万円以下の金額		10	154,500																													
950万円を超え1,900万円以下の金額		11	249,500																													
1,900万円を超え2,900万円以下の金額		12	439,500																													
2,900万円を超え4,900万円以下の金額		13	729,500																													
4,900万円を超える金額		14	1,219,500																													
県民税		150万円以下の金額		2	0																											
		150万円を超える金額		4	30,000																											
税 人	法 人 均 等 割	資本金の金額		従業者数	税率																											
		1,000万円以下			8,000円																											
		1,000万円を超え 1億円以下の金額			24,000円																											
		1億円を超え10億 円以下の金額		100人以下	24,000円																											
				100人超	80,000円																											
		10億円を超え50億 円以下の金額		100人以下	80,000円																											
				100人超	400,000円																											
		50億円を超える金 額		100人以下	80,000円																											
				100人超	800,000円																											
		資本金の金額		従業者数	税率																											
1,000万円以下		50人以下	16,000円																													
		50人超	48,000円																													
1,000万円を超え 1億円以下の金額		50人以下	48,000円																													
		50人超	60,000円																													
1億円を超え10億 円以下の金額		50人以下	60,000円																													
		50人超	160,000円																													
10億円を超え50億 円以下の金額		50人以下	160,000円																													
		50人超	700,000円																													
50億円を超える金 額		50人以下	160,000円																													
		50人超	1,200,000円																													
法人税割		12.1%		昭和55年8月以降 12.3%																												
固定資産税		1.4%	免税点		<table style="display: inline-table; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 5px;">土地</td> <td style="text-align: right;">300,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 5px;">家屋</td> <td style="text-align: right;">200,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 5px;">償却資産</td> <td style="text-align: right;">1,500,000円</td> </tr> </table>	土地	300,000円	家屋	200,000円	償却資産	1,500,000円																					
土地	300,000円																															
家屋	200,000円																															
償却資産	1,500,000円																															
軽自動車		<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">原動機付自転車</td> <td style="width: 50%;">軽自動車</td> </tr> <tr> <td>50cc以下</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>90cc以下</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>125cc以下</td> <td>1,450円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農耕用</td> <td>1,450円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4,300円</td> </tr> <tr> <td>二輪の小型自動車</td> <td>3,650円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>貨物 営業用</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td> 家用</td> <td>3,650円</td> </tr> <tr> <td>乗用 営業用</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td> 家用</td> <td>6,500円</td> </tr> </table>		原動機付自転車	軽自動車	50cc以下	700円	90cc以下	1,100円	125cc以下	1,450円	小型特殊自動車		農耕用	1,450円	その他	4,300円	二輪の小型自動車	3,650円					貨物 営業用	2,900円	家用	3,650円	乗用 営業用	5,200円	家用	6,500円	
原動機付自転車	軽自動車																															
50cc以下	700円																															
90cc以下	1,100円																															
125cc以下	1,450円																															
小型特殊自動車																																
農耕用	1,450円																															
その他	4,300円																															
二輪の小型自動車	3,650円																															
貨物 営業用	2,900円																															
家用	3,650円																															
乗用 営業用	5,200円																															
家用	6,500円																															
町たばこ消費税		18.1%																														
電気税		5% (2,400円)		昭和55年6月以降 5% (3,600円)																												
ガス税		2% (7,000円)		昭和55年6月以降 2% (10,000円) 昭和57年6月以降 2% (12,000円)																												
木材取引税		2%																														
特別土地保有税		保有分 1.4% (5,000㎡以上) 取得分 3% (5,000㎡以上)																														
都市計画税		0.2%																														
国民健康 保険税	所得割	4.05%	5.04%	6.23%																												
	資産割	29%	34%	37%																												
	均等割	5,000円	5,700円	6,000円																												
	平等割	8,000円	9,300円	10,000円																												
	課税限度額	240,000円																														

(注意) 固定資産税・電気税・ガス税・特別土地保有税の()内は免税点を示す。

59	60
----	----

町民税 1,500円 県民税 700円

課税標準額		税率(%)	速算控除(円)
町 民 税	20万円以下の金額	2.5	0
	20万円を超え45万円以下の金額	3	1,000
	45万円を超え70万円以下の金額	4	5,500
	70万円を超え95万円以下の金額	5	12,500
	95万円を超え120万円以下の金額	6	22,000
	120万円を超え220万円以下の金額	7	34,000
	220万円を超え370万円以下の金額	8	56,000
	370万円を超え570万円以下の金額	9	93,000
	570万円を超え950万円以下の金額	10	150,000
	950万円を超え1,900万円以下の金額	11	245,000
	1,900万円を超え2,900万円以下の金額	12	435,000
	2,900万円を超え4,900万円以下の金額	13	725,000
	4,900万円を超える金額	14	1,215,000
	県 民 税	150万円以下の金額	2
150万円を超える金額		4	30,000

昭和59年4月1日
以降に終了する
事業年度から適用

資本金の金額	従業者数	税率
1,000万円以下	50人以下	40,000円
	50人超	120,000円
1,000万円を超え 1億円以下の金額	50人以下	120,000円
	50人超	150,000円
1億円を超え10億 円以下の金額	50人以下	150,000円
	50人超	400,000円
10億円を超え50億 円以下の金額	50人以下	400,000円
	50人超	1,750,000円
50億円を超える金 額	50人以下	400,000円
	50人超	3,000,000円

原動機付自転車	軽自動車	原動機付自転車	軽自動車
50cc以下1,000円	二輪 2,400円	50cc以下1,000円	二輪 2,400円
90cc以下1,200円	三輪 3,100円	90cc以下1,200円	三輪 3,100円
125cc以下1,600円	四輪	125cc以下1,600円	四輪
小型特殊自動車	貨物 営業用3,000円	ミニカー	貨物 営業用3,000円
農耕用1,600円	自家用4,000円	50cc以下2,500円	自家用4,000円
その他4,700円	乗用 営業用5,500円	小型特殊自動車	乗用 営業用5,500円
二輪の小型自動車4,000円	自家用7,200円	農耕用1,600円	自家用7,200円
		その他4,700円	
		二輪の小型自動車4,000円	

従価割 14.3%
従量割 千本につき350円

5.03%
34%
6,600円
11,400円
350,000円

区分		年度	61	62		
町 民 税	個人 所得割	均等割	町民税 1,500円 県民税 700円			
		町 民 税	課税標準額		税率(%)	速算控除(円)
			20万円以下の金額		2.5	0
			20万円を超え45万円以下の金額		3	1,000
			45万円を超え70万円以下の金額		4	5,500
			70万円を超え95万円以下の金額		5	12,500
			95万円を超え120万円以下の金額		6	22,000
			120万円を超え220万円以下の金額		7	34,000
			220万円を超え370万円以下の金額		8	56,000
			370万円を超え570万円以下の金額		9	93,000
570万円を超え950万円以下の金額			10	150,000		
950万円を超え1,900万円以下の金額			11	245,000		
1,900万円を超え2,900万円以下の金額			12	435,000		
2,900万円を超え4,900万円以下の金額			13	725,000		
4,900万円を超える金額			14	1,215,000		
県民税						
150万円以下の金額		2	0			
150万円を超える金額		4	30,000			
税 人	法人 均等割	均等割	資本金の金額		従業者数	税率
			1,000万円以下		50人以下	40,000円
					50人超	120,000円
			1,000万円を超え		50人以下	120,000円
			1億円以下の金額		50人超	150,000円
			1億円を超え10億		50人以下	150,000円
			円以下の金額		50人超	400,000円
			10億円を超え50億		50人以下	400,000円
			円以下の金額		50人超	1,750,000円
			50億円を超える金		50人以下	400,000円
額		50人超	3,000,000円			
法人税割			12.3%			
固定資産税		1.4%	免税点	土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円		
軽自動車		原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 ミニカー 50cc以下 2,500円 小型特殊自動車 農耕用 1,600円 その他 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪 貨物 営業用 3,000円 自家用 4,000円 乗用 営業用 5,500円 自家用 7,200円			
町たばこ消費税		従価割 14.3%	従量割 千本につき640円			
電気税						
ガス税						
木材取引税		税目廃止				
特別土地保有税		保有分 1.4% (5,000㎡以上)	取得分 3% (5,000㎡以上)			
都市計画税		0.2%				
国民健康 保険税	所得割	5.7%		5.7%		
	資産割	34%		34%		
	均等割	8,000円		8,000円		
	平等割	14,000円		14,000円		
課税限度額		370,000円		390,000円		

63	元	2
----	---	---

	課税標準額	税率(%)	速算控除(円)
町 民 税	60万円以下の金額	3	0
	60万円を超え130万円以下の金額	5	12,000
	130万円を超え260万円以下の金額	7	38,000
	260万円を超え460万円以下の金額	8	64,000
	460万円を超え950万円以下の金額	10	156,000
	950万円を超え1,900万円以下の金額	11	251,000
	1,900万円を超える金額	12	441,000
県 民 税	150万円以下の金額	2	0
	150万円を超え260万円以下の金額	3	13,000
	260万円を超える金額	4	39,000

	課税標準額	税率(%)	速算控除(円)
町 民 税	120万円以下の金額	3	0
	120万円を超え500万円以下の金額	8	60,000
	500万円を超える金額	11	210,000
県 民 税	500万円以下の金額	2	0
	500万円を超える金額	4	100,000

	従量税 千本につき1,997円 元年度よりたばこ消費税から (旧3級品千本につき948円) たばこ税に変更
	税目廃止
	税目廃止

6.08%	6.48%
34%	34%
8,500円	8,500円
14,500円	14,500円
400,000円	420,000円

区分		年度	3	4	5	6	
町 民 税	均等割	町民税 1,500円 県民税 700円					
		個人所得割	課税標準額		税率(%)	速算控除(円)	
			町民税	160万円以下の金額	3	0	
	160万円を超え550万円以下の金額			8	80,000		
			550万円を超える金額	11	245,000		
	県民税		550万円以下の金額	2	0		
			550万円を超える金額	4	110,000		
	法人税割	均等割	資本金の金額		従業者数	税率	
			1,000万円以下	50人以下	40,000円		
				50人超	120,000円		
1,000万円を超え1億円以下の金額			50人以下	120,000円			
			50人超	150,000円			
1億円を超え10億円以下の金額			50人以下	150,000円			
			50人超	400,000円			
10億円を超え50億円以下の金額			50人以下	400,000円			
			50人超	1,750,000円			
50億円を超える金額			50人以下	400,000円			
	50人超	3,000,000円					
法人税割		12.3%					
固定資産税		1.4%	免税点	土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円			
軽自動車		原動機付自転車 軽自動車 50cc以下 1,000円 二輪 2,400円 90cc以下 1,200円 三輪 3,100円 125cc以下 1,600円 四輪 ミニカー 貨物 営業用 3,000円 50cc以下 2,500円 自家用 4,000円 小型特殊自動車 乗用 営業用 5,500円 農耕用 1,600円 自家用 7,200円 その他 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円					
町たばこ税		従量税 千本につき 1,997円 (旧3級品千本につき 948円)					
特別土地保有税		保有分 1.4% (5,000㎡以上) 取得分 3% (5,000㎡以上)					
都市計画税		0.2%					
国民健康 保険税	所得割	6.6%		7.0%	7.0%		
	資産割	34%		34%	34%		
	均等割	9,000円		10,000円	10,000円		
	平等割	15,000円		16,000円	16,000円		
	課税限度額	440,000円		460,000円	500,000円		

7	8	9
町民税 2,000円		県民税 1,000円

	課税標準額	税率(%)	速算控除(円)
町民税	200万円以下の金額	3	0
	200万円を超え700万円以下の金額	8	100,000
	700万円を超える金額	11	310,000
県民税	700万円以下の金額	2	0
	700万円を超える金額	4	140,000

	課税標準額	税率(%)	速算控除(円)
町民税	200万円以下の金額	3	0
	200万円を超え700万円以下の金額	8	100,000
	700万円を超える金額	12	380,000
県民税	700万円以下の金額	2	0
	700万円を超える金額	3	70,000

平成6年4月1日
以降に終了する
事業年度から適用

資本金の金額	従業者数	税率
1,000万円以下	50人以下	50,000円
	50人超	120,000円
1,000万円を超え 1億円以下の金額	50人以下	130,000円
	50人超	150,000円
1億円を超え10億 円以下の金額	50人以下	160,000円
	50人超	400,000円
10億円を超える金額	50人以下	410,000円
10億円を超え50億 円以下の金額	50人超	1,750,000円
	50人超	3,000,000円

従量税 千本につき2,434円
(旧3級品千本につき1,155円)

6.2%	6.5%
34%	34%
10,000円	15,000円
16,000円	20,000円
500,000円	520,000円

区分		年度	10	11	
町 民 税	均等割	町民税 2,000円 県民税 1,000円			
		個人所得割	課税標準額	税率(%)	速算控除(円)
			町民税	200万円以下の金額	3
		個人所得割	町民税	200万円を超え700万円以下の金額	8
	町民税		700万円を超える金額	12	380,000
	個人所得割	県民税	700万円以下の金額	2	0
		県民税	700万円を超える金額	3	70,000
	法人税割	資本金の金額	従業者数	税率	
		1,000万円以下	50人以下	50,000円	
	法人税割	1,000万円を超え1億円以下の金額	50人超	120,000円	
1億円を超え10億円以下の金額		50人以下	130,000円		
法人税割	10億円を超える金額	50人超	150,000円		
	10億円を超え50億円以下の金額	50人以下	160,000円		
法人税割	50億円を超える金額	50人超	400,000円		
	50億円を超える金額	50人超	1,750,000円		
法人税割		12.3%			
固定資産税		1.4%	免税点	土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円	
軽自動車		原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 ミニカー 50cc以下 2,500円 小型特殊自動車 農耕用 1,600円 その他 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪 貨物 営業用 3,000円 自家用 4,000円 乗用 営業用 5,500円 自家用 7,200円		
町たばこ税		従量税 千本につき 2,434円 (旧3級品千本につき 1,155円)	従量税 千本につき 2,668円 (旧3級品千本につき 1,266円)		
特別土地保有税		保有分 1.4% (5,000㎡以上) 取得分 3% (5,000㎡以上)			
都市計画法		0.2%			
国民健康 保険税	所得割	7.0%			
	資産割	35%			
	均等割	15,000円			
	平等割	20,000円			
課税限度額		530,000円			

区分		年度	12	13	14																																																
町 民 税	個人 所得割	均等割	町民税 2,000円 県民税 1,000円																																																		
		課税標準額	税率(%)	速算控除(円)																																																	
			200万円以下の金額	3	0																																																
			200万円を超え700万円以下の金額	8	100,000																																																
			700万円を超える金額	10	240,000																																																
	町民税	700万円以下の金額	2	0																																																	
		700万円を超える金額	3	70,000																																																	
	個人 法人税割	均等割	法人税割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金の金額</th> <th>従業者数</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1,000万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1,000万円を超え 1億円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円を超え10億 円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円を超える金額</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円を超え50億 円以下の金額</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>			資本金の金額	従業者数	税率	1,000万円以下	50人以下	50,000円	50人超	120,000円	1,000万円を超え 1億円以下の金額	50人以下	130,000円	50人超	150,000円	1億円を超え10億 円以下の金額	50人以下	160,000円	50人超	400,000円	10億円を超える金額	50人以下	410,000円	50人超	1,750,000円	10億円を超え50億 円以下の金額	50人超	3,000,000円	50人超	3,000,000円																			
				資本金の金額	従業者数	税率																																															
	1,000万円以下			50人以下	50,000円																																																
50人超				120,000円																																																	
1,000万円を超え 1億円以下の金額	50人以下			130,000円																																																	
	50人超			150,000円																																																	
1億円を超え10億 円以下の金額	50人以下			160,000円																																																	
	50人超			400,000円																																																	
10億円を超える金額	50人以下			410,000円																																																	
	50人超			1,750,000円																																																	
10億円を超え50億 円以下の金額	50人超	3,000,000円																																																			
	50人超	3,000,000円																																																			
			12.3%																																																		
固定資産税		1.4%	免税点	土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円																																																	
軽自動車		<table border="0"> <tr> <td>原動機付自転車</td> <td></td> <td>軽自動車</td> <td></td> </tr> <tr> <td>50cc以下</td> <td>1,000円</td> <td>二輪</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>90cc以下</td> <td>1,200円</td> <td>三輪</td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td>125cc以下</td> <td>1,600円</td> <td>四輪</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td></td> <td>貨物</td> <td>営業用3,000円</td> </tr> <tr> <td>50cc以下</td> <td>2,500円</td> <td>自家用</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td> <td></td> <td>乗用</td> <td>営業用5,500円</td> </tr> <tr> <td>農耕用</td> <td>1,600円</td> <td>自家用</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊1,000cc以下</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>2,400円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4,700円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>二輪の小型自動車</td> <td>4,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				原動機付自転車		軽自動車		50cc以下	1,000円	二輪	2,400円	90cc以下	1,200円	三輪	3,100円	125cc以下	1,600円	四輪		ミニカー		貨物	営業用3,000円	50cc以下	2,500円	自家用	4,000円	小型特殊自動車		乗用	営業用5,500円	農耕用	1,600円	自家用	7,200円	小型特殊1,000cc以下					2,400円			その他	4,700円			二輪の小型自動車	4,000円		
原動機付自転車		軽自動車																																																			
50cc以下	1,000円	二輪	2,400円																																																		
90cc以下	1,200円	三輪	3,100円																																																		
125cc以下	1,600円	四輪																																																			
ミニカー		貨物	営業用3,000円																																																		
50cc以下	2,500円	自家用	4,000円																																																		
小型特殊自動車		乗用	営業用5,500円																																																		
農耕用	1,600円	自家用	7,200円																																																		
小型特殊1,000cc以下																																																					
	2,400円																																																				
その他	4,700円																																																				
二輪の小型自動車	4,000円																																																				
町たばこ税		従量税 千本につき2,668円 (旧3級品千本につき1,266円)																																																			
特別土地保有税		保有分 1.4% (5,000㎡以上) 取得分 3% (5,000㎡以上)																																																			
都市計画税		0.2%																																																			
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	7.0%	7.2%																																																	
		資産割	35%	33%																																																	
		均等割	15,000円	17,000円																																																	
	介護納付金課税額	平等割	20,000円	20,000円																																																	
		課税限度額	530,000円	530,000円																																																	
		所得割	0.8%	0.8%																																																	
均等割	均等割	9,000円	9,000円																																																		
	課税限度額	70,000円	70,000円																																																		

区分		年度	15	16		
町 民 税	個人 所得割	均等割	町民税 2,000円 県民税 1,000円	町民税 3,000円 県民税 1,000円		
		課税標準額	税率(%)	速算控除(円)		
			町民税	200万円以下の金額	3	0
			200万円を超え700万円以下の金額	8	100,000	
			700万円を超える金額	10	240,000	
	県民税	700万円以下の金額	2	0		
	700万円を超える金額	3	70,000			
	法人	均等割	資本金の金額	従業者数	税率	
			1,000万円以下	50人以下	50,000円	
				50人超	120,000円	
1,000万円を超え1億円以下の金額			50人以下	130,000円		
			50人超	150,000円		
1億円を超え10億円以下の金額			50人以下	160,000円		
			50人超	400,000円		
10億円を超える金額			50人以下	410,000円		
			50人超	1,750,000円		
50億円を超える金額			50人超	3,000,000円		
	法人税割	12.30%				
固定資産税		1.4%	免税点	土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円		
軽自動車		原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 ミニカー 50cc以下 2,500円 小型特殊自動車 農耕用 1,600円 小型特殊1,000cc以下 2,400円 その他 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪 貨物 営業用3,000円 自家用4,000円 乗用 営業用5,500円 自家用7,200円			
町たばこ税		千本につき2,977円 (旧3級品千本につき1,412円)				
特別土地保有税		課税停止				
都市計画税		0.2%				
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	7.8%			
		資産割	26.6%			
		均等割	19,500円			
		平等割	22,500円			
	課税限度額	530,000円				
	介護納付金課税額	所得割	0.8%			
均等割		9,000円				
		課税限度額	70,000円			

区分		年度	17	18																										
町	個人	均等割	町民税 3,000円 県民税 1,000円 町民税 1,500円 県民税 500円 ※ 平成17年度のみ生計を同一とする妻の均等割額は半額課税	町民税 3,000円 県民税 1,000円 ※ 生計を同一とする妻の均等割額は全額課税 ※ 前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において、65歳以上であった者についての均等割額は、次のとおりである ・平成18年度 町民税 1,000円 県民税 300円 ・平成19年度 町民税 2,000円 県民税 600円 ・平成20年度 町民税 3,000円 県民税 1,000円																										
		所得割	課税標準額 税率(%) 速算控除(円)	※ 前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において、65歳以上であった者についての所得割額は、次のとおりである ・平成18年度 1/3課税 ・平成19年度 2/3課税 ・平成20年度 全額課税																										
		町民税	200万円以下の金額 3 0 200万円を超え700万円以下の金額 8 100,000 700万円を超える金額 10 240,000																											
		県民税	700万円以下の金額 2 0 700万円を超える金額 3 70,000																											
税	法人	均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金の金額</th> <th>従業者数</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1,000万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1,000万円を超え1億円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円を超え10億円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円を超える金額</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">50億円を超える金額</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金の金額	従業者数	税率	1,000万円以下	50人以下	50,000円	50人超	120,000円	1,000万円を超え1億円以下の金額	50人以下	130,000円	50人超	150,000円	1億円を超え10億円以下の金額	50人以下	160,000円	50人超	400,000円	10億円を超える金額	50人以下	410,000円	50人超	1,750,000円	50億円を超える金額	50人超	3,000,000円	
		資本金の金額	従業者数	税率																										
		1,000万円以下	50人以下	50,000円																										
			50人超	120,000円																										
1,000万円を超え1億円以下の金額	50人以下	130,000円																												
	50人超	150,000円																												
1億円を超え10億円以下の金額	50人以下	160,000円																												
	50人超	400,000円																												
10億円を超える金額	50人以下	410,000円																												
	50人超	1,750,000円																												
50億円を超える金額	50人超	3,000,000円																												
	法人税割		12.30%																											
固定資産税	1.4%	免税点	土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円																											
軽自動車		原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 ミニカー 50cc以下 2,500円 小型特殊自動車 農耕用 1,600円 小型特殊1,000cc以下 2,400円 その他 4,700円 二輪の小型自動車4,000円	軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪 貨物 営業用3,000円 自家用4,000円 乗用 営業用5,500円 自家用7,200円																											
町たばこ税	千本につき2,977円 (旧3級品千本につき1,412円)		千本につき3,298円 (旧3級品千本につき1,564円)																											
特別土地保有税	課税停止																													
都市計画税	0.2%																													
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	7.8%	8.3%																										
		資産割	26.6%	25.0%																										
	介護納付金課税額	均等割	19,500円	29,400円																										
		平等割	22,500円	31,200円																										
課税限度額		530,000円	530,000円																											
課税限度額		70,000円	90,000円																											

区分		年度	19	20																										
町	個人	均等割	町民税 3,000円 県民税 1,000円 ※ 前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において、65歳以上であった者についての均等割額は、次のとおりである ・平成19年度 町民税 2,000円 県民税 600円 ・平成20年度 町民税 3,000円 県民税 1,000円	町民税 3,000円 県民税 1,000円 ※ 前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において、65歳以上であった者についての均等割額は、次のとおりである ・平成20年度 町民税 3,000円 県民税 1,000円																										
		所得割	平成19年度～ 課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10% 町民税 6% 県民税 4%	平成19年度～ 課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10% 町民税 6% 県民税 4%																										
	法人	均等割	※ 前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において、65歳以上であった者についての所得割額は、次のとおりである ・平成19年度 2/3課税 ・平成20年度 全額課税	※ 前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において、65歳以上であった者についての所得割額は、次のとおりである ・平成20年度 全額課税																										
税	法人	均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金の金額</th> <th>従業者数</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1,000万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1,000万円を超え1億円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円を超え10億円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超える金額</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円を超え50億円以下の金額</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金の金額	従業者数	税 率	1,000万円以下	50人以下	50,000円	50人超	120,000円	1,000万円を超え1億円以下の金額	50人以下	130,000円	50人超	150,000円	1億円を超え10億円以下の金額	50人以下	160,000円	50人超	400,000円	10億円を超える金額	50人以下	410,000円	10億円を超え50億円以下の金額	50人超	1,750,000円	50人超	3,000,000円	
		資本金の金額	従業者数	税 率																										
1,000万円以下	50人以下	50,000円																												
	50人超	120,000円																												
1,000万円を超え1億円以下の金額	50人以下	130,000円																												
	50人超	150,000円																												
1億円を超え10億円以下の金額	50人以下	160,000円																												
	50人超	400,000円																												
10億円を超える金額	50人以下	410,000円																												
10億円を超え50億円以下の金額	50人超	1,750,000円																												
	50人超	3,000,000円																												
法人税割	12.30%																													
固定資産税	1.4%	免税点	土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円																											
軽自動車		原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 ミニカー 50cc以下 2,500円 小型特殊自動車 農耕用 1,600円 小型特殊1,000cc以下 2,400円 その他 4,700円 二輪の小型自動車4,000円	軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪 貨物 営業用3,000円 自家用4,000円 乗用 営業用5,500円 自家用7,200円																											
町たばこ税		千本につき3,298円 (旧3級品千本につき1,564円)	千本につき3,298円 (旧3級品千本につき1,564円)																											
特別土地保有税		課税停止																												
都市計画税		0.2%																												
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	8.3%	5.6%																										
		資産割	25.0%	25.0%																										
		均等割	29,400円	23,000円																										
		平等割	31,200円	31,200円																										
		課税限度額	530,000円	470,000円																										
	後期高齢者支援金	所得割		2.7%																										
		均等割		6,400円																										
	介護納付金課税額	所得割	1.4%	1.4%																										
		均等割	13,000円	13,000円																										
		課税限度額	90,000円	90,000円																										

区分		年度	21	22																											
町 民 税	個人	均等割	町民税 3,000円 県民税 1,000円	町民税 3,000円 県民税 1,000円																											
		所得割	<table border="1"> <tr><td colspan="2">平成19年度～</td></tr> <tr><td colspan="2">課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%</td></tr> <tr><td>町民税</td><td>6%</td></tr> <tr><td>県民税</td><td>4%</td></tr> </table>	平成19年度～		課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%		町民税	6%	県民税	4%	<table border="1"> <tr><td colspan="2">平成19年度～</td></tr> <tr><td colspan="2">課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%</td></tr> <tr><td>町民税</td><td>6%</td></tr> <tr><td>県民税</td><td>4%</td></tr> </table>	平成19年度～		課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%		町民税	6%	県民税	4%											
	平成19年度～																														
課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%																															
町民税	6%																														
県民税	4%																														
平成19年度～																															
課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%																															
町民税	6%																														
県民税	4%																														
法人	均等割	<table border="1"> <tr><th>資本金の金額</th><th>従業者数</th><th>税率</th></tr> <tr><td rowspan="2">1,000万円以下</td><td>50人以下</td><td>50,000円</td></tr> <tr><td>50人超</td><td>120,000円</td></tr> <tr><td rowspan="2">1,000万円を超え1億円以下の金額</td><td>50人以下</td><td>130,000円</td></tr> <tr><td>50人超</td><td>150,000円</td></tr> <tr><td rowspan="2">1億円を超え10億円以下の金額</td><td>50人以下</td><td>160,000円</td></tr> <tr><td>50人超</td><td>400,000円</td></tr> <tr><td rowspan="2">10億円を超える金額</td><td>50人以下</td><td>410,000円</td></tr> <tr><td>50人超</td><td>1,750,000円</td></tr> <tr><td rowspan="2">10億円を超え50億円以下の金額</td><td>50人超</td><td>1,750,000円</td></tr> <tr><td>50人超</td><td>3,000,000円</td></tr> </table>	資本金の金額	従業者数	税率	1,000万円以下	50人以下	50,000円	50人超	120,000円	1,000万円を超え1億円以下の金額	50人以下	130,000円	50人超	150,000円	1億円を超え10億円以下の金額	50人以下	160,000円	50人超	400,000円	10億円を超える金額	50人以下	410,000円	50人超	1,750,000円	10億円を超え50億円以下の金額	50人超	1,750,000円	50人超	3,000,000円	法人税割 12.30%
資本金の金額	従業者数	税率																													
1,000万円以下	50人以下	50,000円																													
	50人超	120,000円																													
1,000万円を超え1億円以下の金額	50人以下	130,000円																													
	50人超	150,000円																													
1億円を超え10億円以下の金額	50人以下	160,000円																													
	50人超	400,000円																													
10億円を超える金額	50人以下	410,000円																													
	50人超	1,750,000円																													
10億円を超え50億円以下の金額	50人超	1,750,000円																													
	50人超	3,000,000円																													
固定資産税		1.4%	免税点 <table border="1"> <tr><td>土地</td><td>300,000円</td></tr> <tr><td>家屋</td><td>200,000円</td></tr> <tr><td>償却資産</td><td>1,500,000円</td></tr> </table>	土地	300,000円	家屋	200,000円	償却資産	1,500,000円																						
土地	300,000円																														
家屋	200,000円																														
償却資産	1,500,000円																														
軽自動車		原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 ミニカー 50cc以下 2,500円 小型特殊自動車 農耕用 1,600円 小型特殊1,000cc以下 2,400円 その他 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪 貨物 営業用3,000円 自家用4,000円 乗用 営業用5,500円 自家用7,200円																												
町たばこ税		千本につき3,298円 (旧3級品千本につき1,564円)	千本につき4,618円 (旧3級品千本につき2,190円)																												
特別土地保有税		課税停止																													
都市計画税		0.2%																													
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	5.6%	5.6%																											
		資産割	25.0%	25.0%																											
		均等割	23,000円	23,000円																											
		平等割	31,200円	31,200円																											
		課税限度額	470,000円	470,000円																											
		後期高齢者支援金	所得割	2.7%	2.7%																										
	介護納付金課税額	均等割	6,400円	6,400円																											
		課税限度額	120,000円	120,000円																											
		所得割	1.4%	1.4%																											
		均等割	13,000円	13,000円																											
		課税限度額	90,000円	90,000円																											

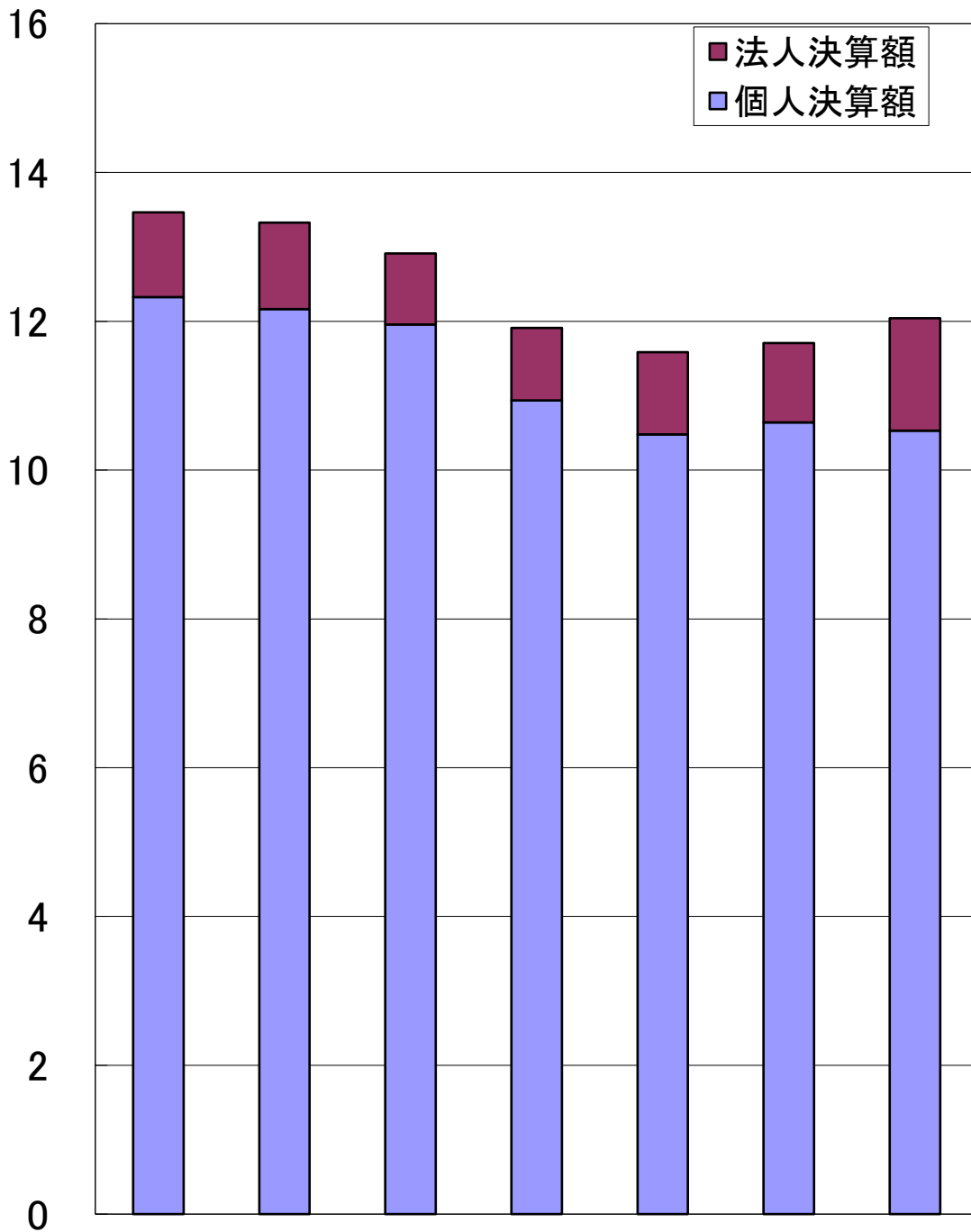
区分		年度	23	24																									
町 民 税	個人	均等割	町民税 3,000円 県民税 1,000円	町民税 3,000円 県民税 1,000円																									
		所得割	<table border="1"> <tr><td colspan="2">平成19年度～</td></tr> <tr><td colspan="2">課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%</td></tr> <tr><td>町民税</td><td>6%</td></tr> <tr><td>県民税</td><td>4%</td></tr> </table>	平成19年度～		課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%		町民税	6%	県民税	4%	<table border="1"> <tr><td colspan="2">平成19年度～</td></tr> <tr><td colspan="2">課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%</td></tr> <tr><td>町民税</td><td>6%</td></tr> <tr><td>県民税</td><td>4%</td></tr> </table>	平成19年度～		課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%		町民税	6%	県民税	4%									
	平成19年度～																												
課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%																													
町民税	6%																												
県民税	4%																												
平成19年度～																													
課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%																													
町民税	6%																												
県民税	4%																												
法人	均等割	<table border="1"> <tr><th>資本金の金額</th><th>従業者数</th><th>税率</th></tr> <tr><td rowspan="2">1,000万円以下</td><td>50人以下</td><td>50,000円</td></tr> <tr><td>50人超</td><td>120,000円</td></tr> <tr><td rowspan="2">1,000万円を超え1億円以下の金額</td><td>50人以下</td><td>130,000円</td></tr> <tr><td>50人超</td><td>150,000円</td></tr> <tr><td rowspan="2">1億円を超え10億円以下の金額</td><td>50人以下</td><td>160,000円</td></tr> <tr><td>50人超</td><td>400,000円</td></tr> <tr><td rowspan="2">10億円を超える金額</td><td>50人以下</td><td>410,000円</td></tr> <tr><td>50人超</td><td>1,750,000円</td></tr> <tr><td rowspan="2">50億円を超える金額</td><td>50人超</td><td>3,000,000円</td></tr> </table>	資本金の金額	従業者数	税率	1,000万円以下	50人以下	50,000円	50人超	120,000円	1,000万円を超え1億円以下の金額	50人以下	130,000円	50人超	150,000円	1億円を超え10億円以下の金額	50人以下	160,000円	50人超	400,000円	10億円を超える金額	50人以下	410,000円	50人超	1,750,000円	50億円を超える金額	50人超	3,000,000円	法人税割 12.30%
資本金の金額	従業者数	税率																											
1,000万円以下	50人以下	50,000円																											
	50人超	120,000円																											
1,000万円を超え1億円以下の金額	50人以下	130,000円																											
	50人超	150,000円																											
1億円を超え10億円以下の金額	50人以下	160,000円																											
	50人超	400,000円																											
10億円を超える金額	50人以下	410,000円																											
	50人超	1,750,000円																											
50億円を超える金額	50人超	3,000,000円																											
	固定資産税	1.4%	免税点	土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円																									
軽自動車		原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 ミニカー 50cc以下 2,500円 小型特殊自動車 農耕用 1,600円 小型特殊1,000cc以下 2,400円 その他 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪 貨物 営業用3,000円 自家用4,000円 乗用 営業用5,500円 自家用7,200円																										
町たばこ税			千本につき4,618円 (旧3級品千本につき2,190円)																										
特別土地保有税			課税停止																										
都市計画税			0.2%																										
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	5.6%																										
		資産割	25.0%																										
		均等割	23,000円																										
		平等割	31,200円																										
		課税限度額	470,000円																										
		後期高齢者支援金	所得割	2.7%																									
		均等割	6,400円																										
		課税限度額	120,000円																										
	介護納付金課税額	所得割	1.4%																										
		均等割	13,000円																										
		課税限度額	90,000円																										

区分		年度	25	26																																														
町 民 税	個人	均等割	町民税 3,000円 県民税 1,000円	町民税 3,500円 県民税 1,500円 ※特例により、平成26年度から平成35年度までの10年間、町民税分、県民税分がそれぞれ500円ずつ引き上げられています。																																														
		所得割	<table border="1"> <tr><td colspan="2">平成19年度～</td></tr> <tr><td colspan="2">課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%</td></tr> <tr><td>町民税</td><td>6%</td></tr> <tr><td>県民税</td><td>4%</td></tr> </table>	平成19年度～		課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%		町民税	6%	県民税	4%	<table border="1"> <tr><td colspan="2">平成19年度～</td></tr> <tr><td colspan="2">課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%</td></tr> <tr><td>町民税</td><td>6%</td></tr> <tr><td>県民税</td><td>4%</td></tr> </table>	平成19年度～		課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%		町民税	6%	県民税	4%																														
	平成19年度～																																																	
課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%																																																		
町民税	6%																																																	
県民税	4%																																																	
平成19年度～																																																		
課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%																																																		
町民税	6%																																																	
県民税	4%																																																	
法人	均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金の金額</th> <th>従業者数</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1,000万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1,000万円を超え1億円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円を超え10億円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円を超える金額</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">50億円を超える金額</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金の金額	従業者数	税率	1,000万円以下	50人以下	50,000円	50人超	120,000円	1,000万円を超え1億円以下の金額	50人以下	130,000円	50人超	150,000円	1億円を超え10億円以下の金額	50人以下	160,000円	50人超	400,000円	10億円を超える金額	50人以下	410,000円	50人超	1,750,000円	50億円を超える金額	50人超	3,000,000円	<p>法人税割 12.30%</p>																					
資本金の金額	従業者数	税率																																																
1,000万円以下	50人以下	50,000円																																																
	50人超	120,000円																																																
1,000万円を超え1億円以下の金額	50人以下	130,000円																																																
	50人超	150,000円																																																
1億円を超え10億円以下の金額	50人以下	160,000円																																																
	50人超	400,000円																																																
10億円を超える金額	50人以下	410,000円																																																
	50人超	1,750,000円																																																
50億円を超える金額	50人超	3,000,000円																																																
	固定資産税	1.4%	免税点	<table border="0"> <tr> <td rowspan="3">}</td> <td>土地</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>家屋</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td>償却資産</td> <td>1,500,000円</td> </tr> </table>	}	土地	300,000円	家屋	200,000円	償却資産	1,500,000円																																							
}	土地	300,000円																																																
	家屋	200,000円																																																
	償却資産	1,500,000円																																																
軽自動車		<table border="0"> <tr> <td>原動機付自転車</td> <td></td> <td>軽自動車</td> <td></td> </tr> <tr> <td>50cc以下</td> <td>1,000円</td> <td>二輪</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>90cc以下</td> <td>1,200円</td> <td>三輪</td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td>125cc以下</td> <td>1,600円</td> <td>四輪</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td></td> <td>貨物</td> <td>営業用3,000円</td> </tr> <tr> <td>50cc以下</td> <td>2,500円</td> <td>自家用</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td> <td></td> <td>乗用</td> <td>営業用5,500円</td> </tr> <tr> <td>農耕用</td> <td>1,600円</td> <td>自家用</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊1,000cc以下</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>2,400円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4,700円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>二輪の小型自動車</td> <td>4,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	原動機付自転車		軽自動車		50cc以下	1,000円	二輪	2,400円	90cc以下	1,200円	三輪	3,100円	125cc以下	1,600円	四輪		ミニカー		貨物	営業用3,000円	50cc以下	2,500円	自家用	4,000円	小型特殊自動車		乗用	営業用5,500円	農耕用	1,600円	自家用	7,200円	小型特殊1,000cc以下					2,400円			その他	4,700円			二輪の小型自動車	4,000円		
原動機付自転車		軽自動車																																																
50cc以下	1,000円	二輪	2,400円																																															
90cc以下	1,200円	三輪	3,100円																																															
125cc以下	1,600円	四輪																																																
ミニカー		貨物	営業用3,000円																																															
50cc以下	2,500円	自家用	4,000円																																															
小型特殊自動車		乗用	営業用5,500円																																															
農耕用	1,600円	自家用	7,200円																																															
小型特殊1,000cc以下																																																		
	2,400円																																																	
その他	4,700円																																																	
二輪の小型自動車	4,000円																																																	
町たばこ税			千本につき5,262円 (旧3級品千本につき2,495円)																																															
特別土地保有税			課税停止																																															
都市計画税			0.2%																																															
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	5.6%																																															
		資産割	25.0%																																															
		均等割	23,000円																																															
		平等割	31,200円																																															
		課税限度額	470,000円																																															
		後期高齢者支援金	所得割	2.7%																																														
	均等割		6,400円																																															
	課税限度額		120,000円																																															
	介護納付金課税額	所得割	1.4%																																															
		均等割	13,000円																																															
		課税限度額	90,000円																																															

Ⅲ 税目別概況

(1) 町 民 税

億円



	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
合 計	1,346,346	1,332,557	1,291,224	1,190,976	1,158,436	1,170,592	1,203,954
個人決算額	1,232,355	1,216,536	1,195,794	1,093,778	1,047,894	1,064,262	1,053,049
法人決算額	113,991	116,021	95,430	97,198	110,542	106,330	150,905

(単位：千円)

1. 町民税のあらまし

■ 個人町民税

1. 納税義務者

(1) 町内に住所がある人

(2) 町内に事務所、事業所又は家屋等を有する人で町内に住所を有しない人

※ 住所・事務所の所在は、各年の1月1日現在の状況による

2. 課税標準

(1) 均等割

(2) 所得割

- ①所得金額： ・総所得金額 ・山林所得の金額 ・退職所得の金額
・土地等に係る事業所得等の金額 ・長期譲渡所得の金額 ・短期譲渡所得の金額
・上場株式等に係る配当所得の金額 ・株式等に係る譲渡所得等の金額
・先物取引に係る雑所得等の金額
- ②所得控除： ・雑損控除額 ・医療費控除額 ・社会保険料控除額
・小規模企業共済等掛金控除額 ・生命保険料控除額 ・地震保険料控除額
・障害者控除額 ・寡婦(寡夫)控除額 ・勤労学生控除額 ・配偶者控除額
・配偶者特別控除額 ・扶養控除額 ・基礎控除額
- ③課税標準額： ・課税総所得金額 ・課税山林所得金額 ・課税退職所得金額
・土地等に係る課税事業所得等の金額 ・課税長期譲渡所得の金額
・課税短期譲渡所得の金額 ・上場株式等に係る課税配当所得の金額
・株式等に係る課税譲渡所得の金額 ・先物取引に係る課税雑所得等の金額

▽所得控除のうち所得税と異なるもの

・生命保険料控除

- ① 旧契約(平成23年12月31日以前に生命保険会社等と契約をした保険契約等)に係る生命保険料または個人年金保険料を支払った場合(両方を支払った場合は、以下の計算方法によりそれぞれ算出した金額の合計額(上限70,000円))

A 支払った保険料が

(ア)15,000円以下の場合：支払った保険料の金額

(イ)15,000円を超え40,000円以下の場合： $(\text{支払った保険料の金額の合計額}) \times 1/2 + 7,500$ 円

(ウ)40,000円を超え70,000円以下の場合： $(\text{支払った保険料の金額の合計額}) \times 1/4 + 17,500$ 円

(エ)70,000円を超える場合：35,000円

- ② 新契約(平成24年1月1日以後に生命保険会社等と契約をした保険契約等)に係る生命保険料、個人年金保険料または介護医療保険料を支払った場合(各種にわたり支払った場合は、以下の計算方法によりそれぞれ算出した金額の合計額(上限70,000円))

B 支払った保険料が

(ア)12,000円以下の場合：支払った保険料の金額

(イ)12,000円を超え32,000円以下の場合： $(\text{支払った保険料の金額の合計額}) \times 1/2 + 6,000$ 円

(ウ)32,000円を超え56,000円以下の場合： $(\text{支払った保険料の金額の合計額}) \times 1/4 + 14,000$ 円

(エ)56,000円を超える場合：28,000円

- ③ 生命保険・個人年金保険に関して、新契約と旧契約の保険料を支払っている場合
 C 新旧契約それぞれの計算方法により算出した金額の合計額（各保険の上限 28,000 円、全体の上限 70,000 円）

・地震保険料控除

- ① 地震保険契約に係るものである場合、支払った保険料が

(ア)50,000 円以下の場合：(支払った保険料の金額の合計額)×1/2

(イ)50,000 円を超える場合 ： 25,000 円

- ② 旧長期損害保険契約に係るものである場合、支払った保険料が

(ア)5,000 円以下の場合：支払った保険料の金額

(イ)5,000 円を超え 15,000 円以下の場合：(支払った保険料の金額の合計額)×1/2+2,500 円

(エ)15,000 円を超える場合 ： 10,000 円

- ③ 地震保険契約に係るものと旧長期損害保険契約に係るものがある場合

(地震保険契約について支払った保険料で ア に準じて計算した金額)+

(旧長期損害保険契約等について支払った保険料で イ に準じて計算した金額)

=限度額：25,000 円

- ・障害者控除：一人につき：26万円

特別障害者の場合：30万円

同居特別障害者の場合：53万円

- ・寡婦（寡夫）控除：26万円（特定寡婦の場合：30万円）

- ・勤労学生控除：26万円

- ・配偶者控除

ア 控除対象配偶者：33万円

イ 老人控除対象配偶者（70歳以上）：38万円

- ・配偶者特別控除

配偶者の所得に応じ控除されます。ただし、配偶者特別控除の適用を受けようとする申告者の前年中の合計所得が、1,000万円を超える場合には配偶者特別控除は受けられません。

※ 青色事業専従者に該当する人で、青色事業専従者給与の支払いを受ける人及び白色事業専従者に該当する人についても、配偶者特別控除は受けられません。

控除対象配偶者に該当する場合		控除対象配偶者に該当しない場合	
配偶者の所得金額（円）	控除額（円）	配偶者の所得金額（円）	控除額（円）
配偶者特別控除は受けられません。 (平成 16 年度税制改正。平成 17 年度分から適用)		380,001～449,999	330,000
		450,000～499,999	310,000
		500,000～549,999	260,000
		550,000～599,999	210,000
		600,000～649,999	160,000
		650,000～699,999	110,000
		700,000～749,999	60,000
		750,000～759,999	30,000
	760,000～		0

・扶養控除

ア 扶養親族一人につき33万円。ただし、扶養親族が特定扶養親族（19歳以上23歳未満）の場合、一人につき45万円、また、老人扶養親族（70歳以上）である場合は、一人につき38万円、納税義務者又はその配偶者の直系尊属で、同居している老人扶養親族（70歳以上）である場合は、一人につき45万円

※ 控除対象扶養親族とは、扶養親族のうち、年齢16歳以上の者をいいます。

3. 税 率

(1) 均等割：町民税3,500円・県民税1,500円（標準課税）

※特例により平成26年度から平成35年度までの10年間、町民税分、県民税分がそれぞれ500円ずつ引き上げられています。

(2) 所得割：（標準課税）（分離課税に係る所得割を除く。）

課税所得の段階	町民税（標準税率）	県民税（標準税率）
一 律	6 %	4 %

① 課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額に対する税額

課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額×10%（町6%、県4%）＝算出税額

【分離課税の税率表】

	課税所得の種類	町民税の税率	県民税の税率
	土地、建物等の長期譲渡所得	3%	2%
②	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得	2,000万円以下の部分 2.4%	2,000万円以下の部分 1.6%
		2,000万円超の部分 3%	2,000万円超の部分 2%
③	居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得	6,000万円以下の部分 2.4%	6,000万円以下の部分 1.6%
		6,000万円超の部分 3%	6,000万円超の部分 2%
④	土地、建物等の短期譲渡所得	5.4%（国等に対する譲渡3%）	3.6%（国等に対する譲渡2%）
⑤	土地の譲渡等に係る事業所得等	7.2%	4.8%
⑥	上場株式等に係る配当所得	1.8%	1.2%
⑦	上場株式等に係る譲渡所得等	1.8%	1.2%
⑧	株式等に係る譲渡所得等	3%	2%
⑨	先物取引等に係る雑所得等	3%	2%

土地建物等の譲渡所得に対する税額（分離課税）

②長期譲渡所得

ア 一般の長期譲渡所得

課税長期譲渡所得金額×5%（町3%、県2%）＝所得割額

※ 優良住宅地等の譲渡所得金額については次による金額

(ア) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下の場合

課税長期譲渡所得金額×4%（町2.4%、県1.6%）＝所得割額

(イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合

48 万円(県民税 32 万円)+(課税長期譲渡所得金額-2,000 万円)×5%(町 3%、県 2%)=所得割額

※ 居住用財産に係る長期譲渡所得

(所有期間が 10 年を超える長期譲渡所得のうち居住用財産に係る長期譲渡所得)

(ア) 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円以下の場合

課税長期譲渡所得金額×4%(町 2.4%、県 1.6%)=所得割額

(イ) 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円を超える場合

144 万円(県民税 96 万円)+(課税長期譲渡所得金額-6,000 万円)×5%(町 3%、県 2%)=所得割額

③短期譲渡所得

イ 短期譲渡所得

課税短期譲渡所得金額×9%(町 5.4%、県 3.6%)=所得割額

※ 国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡に係る短期譲渡所得

課税短期譲渡所得金額×5%(町 3%、県 2%)=所得割額

④ 土地等に係る事業所得等に対する税額

次のア又はイの金額のうちいずれか多い金額

ア (土地等に係る課税事業所得等の金額)×12%(町 7.2%、県 4.8%)=所得割額

イ 次の算式により計算した金額

{(土地等に係る課税事業所得等の金額)+(課税総所得金額)×(通常の税率)}

-(課税総所得金額)×(通常の税率)}×110%=所得割額

⑤ 上場株式等に係る配当所得に対する税額の計算

特例の適用を受けようとする旨の記載のある申告書を提出したときは、その上場株式の配当等に係る配当所得については、他の所得と区分して、原則として5%(町 3%、県 2%)の税率により所得割が課税されます。

なお、平成 21 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの間に支払を受けるべき上場株式等の配当所得については、3%(町 1.8%、県 1.2%)の軽減税率により所得割が課税されます。

⑥ 株式等に係る譲渡所得等に対する税額の計算

道府県民税株式等譲渡所得割を徴収されていない株式等の譲渡所得については、他の所得と区分して、原則として5%(町 3%、県 2%)の税率により所得割が課税されます。

ただし、特例措置として平成 15 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの間の上場株式等の譲渡による所得については、3%(町 1.8%、県 1.2%)の軽減税率により所得割が課税されます。

株式等譲渡益課税制度の概要

区 分	概 要
上場株式等 ・上場株式	<p>申告分離課税</p> <p>譲渡益×20% (所得税15%、 町民税3%、県民税2%)</p> <p><平成15~25年の譲渡の特例> 譲渡益×10% (所得税7%、 町民税1.8%、県民税1.2%)</p>
	<p>(注) 上場株式等の譲渡損失の繰越控除 平成21年1月1日以後の譲渡による損失の金額のうち、控除しきれない金額については、申告により、その年分の上場株式等に係る配当所得の金額(申告分離課税を選択したものに限る。以下同じ。)と損益通算が可能となります。また、翌年以後3年間にわたり、株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得の金額から繰越控除が可能となります。</p> <p>※ 源泉徴収口座による申告不要の特例 源泉徴収口座(所得税において源泉徴収口座を選択した特定口座)を通じて行われる上場株式等の譲渡による所得については、源泉徴収のみで課税関係を終了させることができます。</p>
その他の株式等	<p>申告分離課税</p> <p>譲渡益×20% (所得税15%、町民税3%、県民税2%)</p>

⑦ 先物取引に係る雑所得等に対する税額の計算

先物取引による所得で、一定のものについては、他の所得と分離して課税することとされており、その税率は、5% (町3%、県2%)の税率により所得割が課税されます。

(3) 所得割額の計算

○一般的な例…………… (所得金額) - (所得控除額) = (課税所得金額)

(課税所得金額) × 税率 - 税額控除 = 所得割額

○複数の所得がある方は次のとおりです。

① 課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額 × 税率 = 算出税額

② 土地等に係る課税事業所得等の金額 × 税率 = 算出税額

③ 課税長期譲渡所得金額 × 税率 = 算出税額

④ 課税短期譲渡所得金額 × 税率 = 算出税額

⑤ 上場株式等に係る課税配当所得の金額 × 税率 = 算出税額

⑥ 株式等に係る課税譲渡所得等の金額 × 税率 = 算出税額

⑦ 先物取引に係る課税雑所得等の金額 × 税率 = 算出税額

(算出税額①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)

— 調整控除額 - 配当控除額 - 住宅借入金等特別税額控除額 - 寄附金税額控除 - 外国税額控除額 = 所得割額

⑦ 配当割額、株式等譲渡所得割額控除前の所得割額 - 配当割額控除額、株式等譲渡所得割額控除額 = 配当割額、株式等譲渡所得割額控除後の所得割額

※ 配当割額及び株式等譲渡所得割額で配当割額、株式等譲渡所得割額控除前の所得割額から控除しきれなかった金額があるときは、その控除しきれなかった金額を還付し、または当該納税義務者の申告書に係る年度分の県民税若しくは町民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当されます。

4. 税額控除

(ア) 調整控除

所得税と個人住民税の人的控除額（基礎控除、扶養控除等）の差に基づく負担増を調整するため、個人住民税所得割額から次の金額が控除されます。

①個人住民税の合計課税所得金額が 200 万円以下の場合
次のいずれか少ない金額の 5%（町民税 3%、県民税 2%）

- イ. 5 万円（基礎控除分）に所得税との人的控除額（基礎控除以外の部分）の差の合計額を加算した金額
- ロ. 個人住民税の合計課税所得金額

②個人住民税の合計課税所得金額が 200 万円超の場合
{①イ－(①ロ－200 万円)}の 5%(町民税 3%、県民税 2%)

ただし、上記の金額が 2,500 円未満の場合は、2,500 円

個人住民税と所得税の人的控除額の差 (単位：万円)

控除の種類	住民税	所得税	差額
障害者控除	26	27	1
特別障害者（身体上1～2級）	30	40	10
同居特別障害者	53	75	22
寡婦（寡夫）控除	26	27	1
特定寡婦(所得 500 万円以下、子有)	30	35	5
勤労学生控除（所得 65 万円以下）	26	27	1
配偶者控除（所得 38 万円以下）	33	38	5
老人控除対象配偶者（70 歳以上）	38	48	10
配偶者特別控除（所得 76 万円未満）	—	—	—
前年所得 38 万円を超 40 万円未満	33	38	5
前年所得 40 万円以上 45 万円未満	33	36	3
扶養控除（所得 38 万円以下）	33	38	5
特定扶養親族（16 歳～22 歳）	45	63	18
老人扶養親族（70 歳以上）	38	48	10
同居老親等扶養親族（70 歳以上）	45	58	13
基礎控除	33	38	5

※老年者控除は平成 18 年度分（所得税平成 17 年分）から廃止。

(イ) 配当控除

配当控除制度は、配当所得について、法人段階で法人税が課税され、更に個人段階でも所得税と個人住民税が課税されるため、その二重課税を調整するために設けられた制度です。

種類	課税所得金額	1,000 万円以下の部分		1,000 万円超の部分	
		町民税	県民税	町民税	県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
投資信託等	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

(ウ) 住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税につき住宅ローン控除の適用を受けている者のうち、平成 11 年から平成 18 年まで又は、平成 21 年から平成 25 年までに入居した者が、住民税について税源移譲に伴う住宅ローン控除の適用を受けていない場合に対象となり、個人住民税の所得割額から控除されます。

控除する額は、次に掲げる①と②の金額のうち、いずれか小さい金額となります。

- ① 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額
- ② 所得税の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に 100 分の 5 を乗じて得た金額（97,500 円を超えるときは、97,500 円）

(エ) 寄附金税額控除

寄附金制度の改正により都道府県・市区町村、住所地の都道府県共同募金会・日本赤十字社支部に対する寄附金及び都道府県又は市区町村が条例により指定した寄附金について寄附金税額控除を町民税・県民税の所得割額から減額する控除です。

(オ) 外国税額控除

外国税額控除は、外国で課税された所得税等の額を、所得税、都道府県民税及び区市町村民税の控除限度額の範囲内において、所得税から控除し、所得税で控除しきれないときは、都道府県民税から控除し、それでも控除しきれないときは、区市町村民税から控除されます。

なお、以上でも控除しきれないときは、3年間の繰越控除が認められています。

(カ) 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

所得割の納税義務者が、配当割額又は株式等譲渡所得割額を課税された場合において、翌年の4月1日の属する年度分の個人住民税の申告書（確定申告書を含む）に、配当割額又は株式等譲渡所得割額に係る一定の事項を記載して提出したときは、県民税又は町民税の所得割額からそれぞれ次の控除率を乗じた金額を控除します。

なお、控除しきれなかった金額があるときは、当該納税義務者に対して還付し、又はその年度分の住民税（県民税の所得割額、均等割額・町民税の所得割額、均等割額）に充当し、若しくは未納分の徴収金に充当されます。

区 分	町民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3 / 5	2 / 5

5. 賦課期日・納期

(1) 賦課期日：1月1日現在で酒々井町に住所を有する人又は居住する人が対象となります。

(2) 納 期

ア 均等割及び所得割（退職分離課税に係る所得割を除く。）

(ア) 普通徴収の場合：年税額を4回に分けて納税する。

期別	1 期	2 期	3 期	4 期
納期	6月16日～6月30日	8月16日～8月31日	10月16日～10月31日	翌年 1月16日～1月31日

(イ) 給与からの特別徴収の場合：勤務先の会社や事業所が毎月の給与等から天引きし納税する。
6月から翌年5月までの間で、翌月の10日納付

(ウ) 年金からの特別徴収の場合：年金所得のみで発生した町・県民税額について各年金保険者が
毎支給ごとの年金から天引きし納税する。

イ 退職分離課税に係る所得割

徴収の日の属する月の翌月の10日納付

法人町民税

1. 納税義務者

- (1) 町内に事務所又は事業所を有する法人（人格のない社団等で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うものを含む。）
- (2) 町内に寮等を有する法人で町内に事務所又は事業所を有しない法人
- (3) 町内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団代表者又は管理人の定めのあるもの（(1)に該当するものを除く。）

2. 課税標準

- (1) 均等割 （法人の所得に関係なく資本金等の金額によって一律に課税される。）
- (2) 法人税割 （法人税額に一定の税率を乗じて課税される。）

3. 税 率

- (1) 均等割（標準税率）

法 人 の 区 分	税 額
<p>(1) 次に掲げる法人</p> <p>ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。）</p> <p>イ 人格のない社団等</p> <p>ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）</p> <p>エ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く。）</p> <p>オ 資本金等の額（法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額））を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市町村内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与またはこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの</p>	5万円
<p>(2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの</p>	12万円

(3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	13万円
(4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	15万円
(5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	16万円
(6) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	40万円
(7) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	41万円
(8) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	175万円
(9) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	300万円

(2) 法人税割 (標準税率) : 課税標準となる法人税額 × 税率(12.3%)

4. 申告・納税

申告納付の方法により納税

(1) 事業年度を6か月としている法人の申告納付

法人の事業年度が6か月である場合、法人税の申告書を提出する期限までに法人町民税の申告書を提出するとともに、均等割額の2分の1の額と法人税割額の合算額を納税する。

(2) 事業年度を1年としている法人の申告納付

法人の事業年度が1年である場合においては、先ず中間申告を行い、申告額を納税し、次に確定申告を行い、確定申告と中間申告との差額を納税する。

2. 個人町民税納税義務者及び町民税額の推移

(単位：人・千円)

年度 区分		22		23		24		25		26	
		納税義務者	町民税額	納税義務者	町民税額	納税義務者	町民税額	納税義務者	町民税額	納税義務者	町民税額
普通徴収	均等割のみ	544	1,632	499	1,497	485	1,455	502	1,506	424	1,486
	均等割+所得割	2,800	284,974	2,829	277,219	2,750	277,566	2,809	278,249	2,641	340,377
	計	3,344	286,606	3,328	278,716	3,235	279,021	3,311	279,755	3,065	341,863
年金特別徴収	均等割のみ	224	672	290	870	295	885	323	969	350	1,225
	均等割+所得割	1,412	71,899	1,421	73,527	1,501	71,386	1,584	73,823	1,673	76,372
	計	1,636	72,571	1,711	74,397	1,796	72,271	1,907	74,792	2,023	77,597
給与特別徴収	均等割のみ	161	483	156	468	150	450	163	489	191	668
	均等割+所得割	5,284	708,485	5,133	675,465	5,099	707,575	5,054	689,129	5,199	695,892
	計	5,445	708,968	5,289	675,933	5,249	708,025	5,217	689,618	5,390	696,560
合計	均等割のみ	929	2,787	945	2,835	930	2,790	988	2,964	965	3,379
	均等割+所得割	9,496	1,065,358	9,383	1,026,211	9,350	1,056,527	9,447	1,041,201	9,513	1,112,641
	計	10,425	1,068,145	10,328	1,029,046	10,280	1,059,317	10,435	1,044,165	10,478	1,116,020
特別徴収義務者(給与分)		2,650		2,613		2,534		2,516		2,559	
特別徴収義務者(年金分)		8		7		7		7		7	

※1 平成21年10月分から年金特別徴収が開始になりました

(年度の前半は普通徴収1、2期 後半は年金特徴10、12、2月)

資料：課税状況等調書第2表、第3表

3. 個人町民税所得者区分別課税額の推移

(単位：千円・%)

年 度 所得者区分	22			23			24			25			26		
	税 額	構成比	対前年 増減比	税 額	構成比	対前年 増減比	税 額	構成比	対前年 増減比	税 額	構成比	対前年 増減比	税 額	構成比	対前年 増減比
給 与 所 得 者	902,036	84.4	△ 9.4	854,782	83.1	△ 5.2	879,854	83.0	2.9	876,595	83.9	△ 0.4	866,932	77.6	△ 1.1
営 業 等 所 得 者	36,153	3.4	△ 18.2	36,959	3.6	2.2	33,378	3.2	△ 9.7	37,533	3.6	12.4	30,506	2.7	△ 18.7
農 業 所 得 者	707	0.1	△ 8.2	521	0.1	△ 26.3	737	0.1	41.5	1,608	0.2	118.2	1,383	0.1	△ 14.0
そ の 他 の 所 得 者	129,249	12.1	△ 1.6	136,784	13.3	5.8	145,348	13.7	6.3	128,429	12.3	△ 11.6	217,199	19.5	69.1
計	1,068,145	100	△ 8.8	1,029,046	100	△ 3.7	1,059,317	100	2.9	1,044,165	100	△ 1.4	1,116,020	100	6.9

資料：課税状況等調書第2表

4. 個人町民税所得者区分別納税義務者の推移

(単位：人・%)

年度 所得者区分	22			23			24			25			26		
	納税義務者数	構成比	対前年増減比	納税義務者数	構成比	対前年増減比	納税義務者数	構成比	対前年増減比	納税義務者数	構成比	対前年増減比	納税義務者数	構成比	対前年増減比
給与所得者	8,063	77.3	△ 3.0	7,858	76.1	△ 2.5	7,740	77.4	△ 1.5	7,804	74.8	0.8	7,772	74.2	△ 0.4
営業等所得者	342	3.3	△ 7.3	345	3.3	0.9	330	3.2	△ 4.3	350	3.4	6.1	334	3.2	△ 4.6
農業所得者	25	0.2	4.2	16	0.2	△ 36.0	24	0.2	50.0	25	0.2	4.2	22	0.2	△ 12.0
その他の所得者	1,995	19.1	4.7	2,109	20.4	5.7	2,186	21.3	3.7	2,256	21.6	3.2	2,350	22.4	4.2
計	10,425	100	△ 1.8	10,328	100	△ 0.9	10,280	102	△ 0.5	10,435	100	1.5	10,478	100	0.4

資料：課税状況等調査第2表

5. 個人町民税所得者区分別総所得金額等の推移

(単位：千円・%)

年度 所得者区分	22			23			24			25			26		
	総所得金額	構成比	対前年増減比	総所得金額	構成比	対前年増減比	総所得金額	構成比	対前年増減比	総所得金額	構成比	対前年増減比	総所得金額	構成比	対前年増減比
給与所得者	24,055,534	83.8	△ 7.0	23,106,251	83.3	△ 3.9	22,642,668	82.2	△ 2.0	22,572,013	82.0	△ 0.3	22,251,916	81.7	△ 1.4
営業等所得者	931,196	3.6	△ 16.5	938,646	3.2	0.8	846,923	3.3	△ 9.8	935,825	3.0	10.5	810,230	3.0	△ 13.4
農業所得者	22,649	0.1	△ 30.9	21,098	0.1	△ 6.8	27,706	0.1	31.3	44,724	0.2	61.4	36,466	0.1	△ 18.5
その他の所得者	3,682,794	11.9	0.2	3,876,289	12.8	5.3	4,019,289	13.8	3.7	3,838,219	13.9	△ 4.5	3,831,646	14.1	△ 0.2
分離課税者	177,328	0.6	2.7	181,721	0.6	2.5	186,999	0.7	2.9	131,025	0.5	△ 29.9	309,916	1.1	136.5
計	28,869,501	100	△ 6.5	28,124,005	100	△ 2.6	27,723,585	100	△ 1.4	27,521,806	100	△ 0.7	27,240,174	100	△ 1.0

資料：課税状況等調書第5表、第6表、第7表、第9表、第11表、第12表

6. 個人町民税の所得控除額の推移

(単位：千円・%)

年度 区分	22		23		24		25		26	
	控除額	対前年度比	控除額	対前年度比	控除額	対前年度比	控除額	対前年度比	控除額	対前年度比
雑損控除	320	皆増	547	皆増	10,632	1,843.7	1,840	△ 82.7	0	△ 100.0
医療費控除	274,564	△ 12.7	272,390	△ 0.8	247,717	△ 9.1	229,954	△ 7.2	233,341	1.5
社会保険料控除	4,452,436	△ 4.2	4,440,616	△ 0.3	4,500,666	1.4	4,570,676	1.6	4,639,701	1.5
小規模企業共済掛金控除	39,323	△ 5.7	38,928	△ 1.0	39,733	2.1	44,615	12.3	45,897	2.9
生命保険料控除	268,902	△ 2.0	263,049	△ 2.2	260,500	△ 1.0	282,792	8.6	294,741	4.2
地震保険料控除	22,323	0.7	21,873	△ 2.0	22,369	2.3	23,126	3.4	22,916	△ 0.9
寄附金控除										
障害者控除 (普通・特別の計)	92,240	△ 1.9	96,980	5.1	94,820	△ 2.2	92,560	△ 2.4	92,960	0.4
寡婦控除 (一般・特別の計)	38,340	4.5	39,940	4.2	41,220	3.2	40,000	△ 3.0	40,940	2.4
寡夫控除	4,160	0.0	5,200	25.0	6,760	30.0	7,280	7.7	6,500	△ 10.7
勤労学生控除	260	△ 66.7	260	0.0	260	0.0	0	△ 100.0	0	0.0
配偶者控除 (一般・老人の計)	1,086,530	△ 0.9	1,066,460	△ 1.8	1,050,730	△ 1.5	1,032,260	△ 1.8	993,870	△ 3.7
配偶者特別控除	58,450	△ 9.6	66,350	13.5	64,410	△ 2.9	66,550	3.3	72,620	9.1
扶養控除 (一般・特定・老人・同老の計)	1,483,990	△ 2.8	1,470,400	△ 0.9	640,920	△ 56.4	607,850	△ 5.2	610,120	0.4
同居特別障害加算分	19,320	0.0	20,240	4.8	19,550	△ 3.4	19,090	△ 2.4	17,940	△ 6.0
基礎控除	3,133,680	△ 2.9	3,096,390	△ 1.2	3,085,500	△ 0.4	3,117,510	1.0	3,139,290	0.7
合計	10,974,838	△ 3.5	10,899,623	△ 0.7	10,085,787	△ 7.5	10,136,103	0.5	10,210,836	0.7

※ 平成18年度課税分から高齢者控除が廃止になりました。

※ 平成21年度課税分から寄附金控除が所得控除から税額控除になりました。

※ 平成24年度課税分から控除対象扶養親族が16才以上の者になりました。

資料：課税状況等調査第58表

7. 平成26年度個人町民税の納税義務者等に関する調

(単位：人・千円)

年度 所得者区分	均等割のみを納める者		所得割のみを納める者		均等割と所得割を納める者			合計	
	納税義務者数	均等割額	納税義務者数	所得割額	納税義務者数	均等割額	所得割額	納税義務者数	町民税額
給与所得者	525	1,838			7,247	25,365	839,729	7,772	866,932
営業等所得者	59	207			275	963	29,336	334	30,506
農業所得者	5	18			17	60	1,305	22	1,383
その他の所得者	376	1,316			1,974	6,909	208,974	2,350	217,199
合計	965	3,379	0	0	9,513	33,297	1,079,344	10,478	1,116,020

資料：課税状況等調書第2表

8. 個人町民税負担額の推移

(単位：円)

区 分		年 度				
		22	23	24	25	26
人 口 1 人 当 り		50,201	48,403	50,091	48,647	52,019
一 世 帯 当 り		119,532	113,908	116,077	111,141	117,180
普 通 徴 収 1 人 当 り		85,708	83,749	86,251	84,493	111,538
年 金 特 別 徴 収 1 人 当 り		44,359	43,482	40,240	39,220	38,357
給 与 特 別 徴 収 1 人 当 り		130,205	127,800	134,888	132,187	129,232
納 税 義 務 者 1 人 当 り		102,459	99,637	103,046	100,064	106,511
各年の 7月1日現在	人 口	21,277	21,260	21,148	21,464	21,454
	世 帯 数	8,936	9,034	9,126	9,395	9,524

※ 平成26年度税務概要中の「2. 個人町民税納税義務者及び町民税額の推移」を参照

9. 平成26年度個人町民税の課税標準額段階別課税状況

(単位：人・千円)

所得者区分 課税標準額 の段階	給与所得者		営業等所得者		農業所得者		その他の所得者		分離課税所得者		計	
	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額
10万円以下	278	13,509	16	921	3	176	88	5,017	26	577,553	411	597,176
10万円を超え 100万円以下	2,022	1,174,718	112	59,295	8	2,855	1,093	571,555	17	66,539	3,252	1,874,962
100万円を超え 200万円以下	2,260	3,324,227	68	98,524	0	0	504	698,136	18	97,313	2,850	4,218,200
200万円を超え 300万円以下	1,290	3,161,447	41	100,465	4	9,512	139	330,601	11	222,948	1,485	3,824,973
300万円を超え 400万円以下	701	2,426,776	15	50,918	0	0	41	141,844	11	70,906	768	2,690,444
400万円を超え 550万円以下	416	1,916,022	6	28,343	1	5,311	17	77,924	5	81,205	445	2,108,805
550万円を超え 700万円以下	134	821,770	6	36,337	0	0	9	56,051	3	27,125	152	941,283
700万円を超え 1,000万円以下	77	624,177	5	43,608	0	0	5	40,158	4	3,749,064	91	4,457,007
1,000万円を 超える金額	47	841,007	5	88,643	0	0	5	84,605	2	43,827	59	1,058,082
合 計	7,225	14,303,653	274	507,054	16	17,854	1,901	2,005,891	97	4,936,480	9,513	21,770,932

資料：課税状況等調書第5表、第6表、第7表、第9表、第11表、第12表

10. 法人町民税調定額（現年課税分）の推移

（単位：人・千円・％）

区 分 \ 年 度	21	22	23	24	25
納 税 義 務 者	467	470	481	481	491
均 等 割 額	41,149	39,983	43,293	44,769	52,180
法 人 税 割 額	54,236	58,125	66,911	61,738	98,771
合 計	95,385	98,108	110,204	106,507	150,951
対 前 年 増 減 率	△ 18.3	2.9	12.3	△ 3.4	41.7

11. 平成25年度法人町民税月別調定額（現年課税分）

（単位：千円）

調 定 月	均 等 割	法 人 税 割	合 計
4	2,165	723	2,888
5	5,483	4,449	9,932
6	11,614	33,859	45,473
7	5,119	1,837	6,956
8	3,864	9,742	13,606
9	2,237	1,447	3,684
10	2,732	1,460	4,192
11	10,598	17,258	27,856
12	1,143	7,100	8,243
1	690	536	1,226
2	1,854	1,125	2,979
3	4,681	19,235	23,916
合 計	52,180	98,771	150,951

12. 法人町民税決算期別法人数

(平成25年度)

決算月	12 か 月 決 算 法 人												合 計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
法人数	10	34	147	26	35	43	35	37	55	14	14	41	491

13. 法人の設立状況

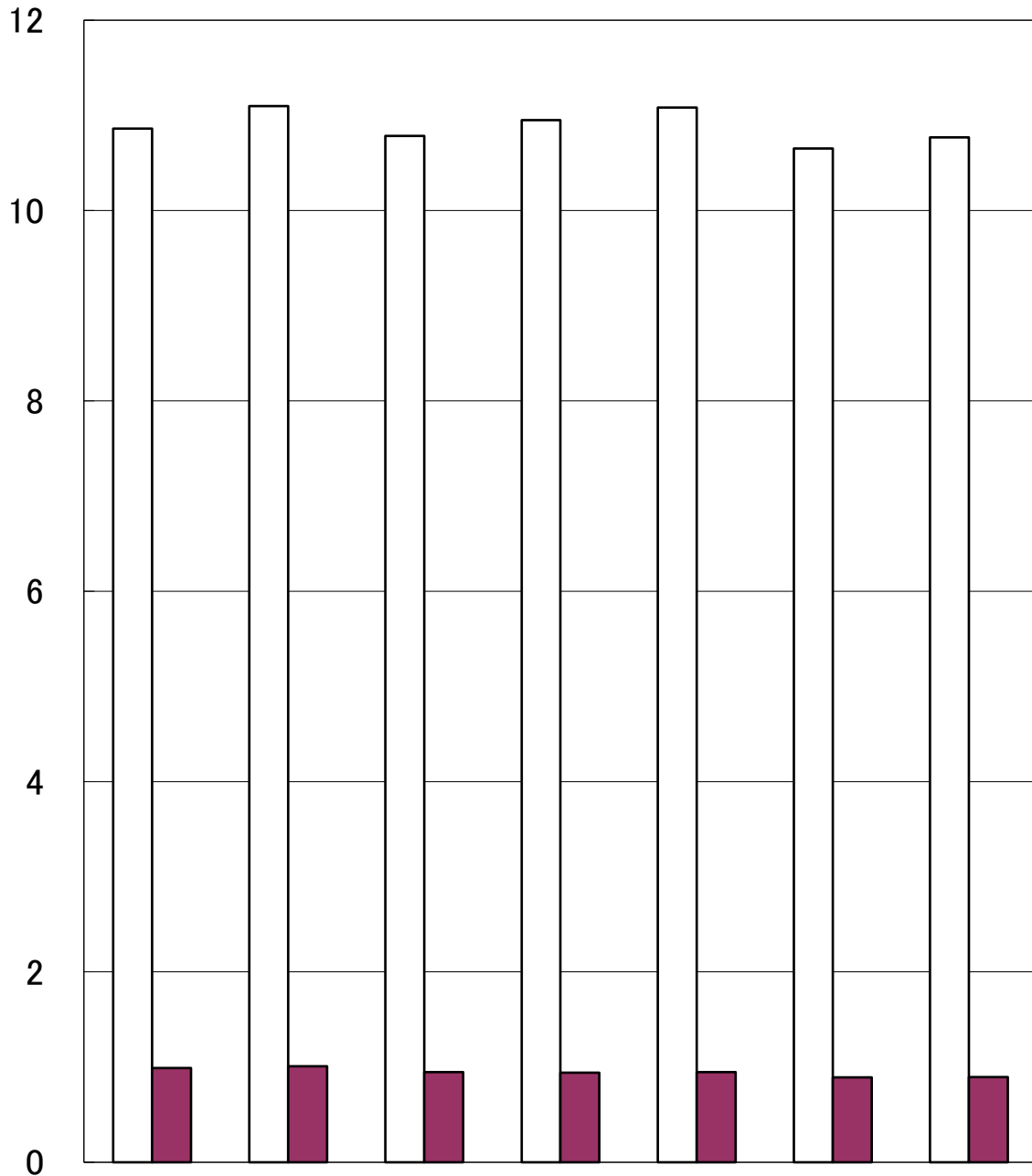
(平成25年度)

法人等の区分	法人均等割納税義務者数
資本積立金額との合計額)が50億円を超える法人(保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本の金額又は出資金額を有しないもの及び公共法人等を除く。次号から第5号において同じ。)で町内に有する事務所、事業所、又は寮等の従業者(政令で定める役員を含む。)の合計数(次号から第5号において「従業者数の合計数」という。)が50人を超えるもの	3
資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	1
資本等の金額が10億円を超える法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	38
資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人をこえるもの	1
資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	24
資本等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	2
資本等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	64
資本等の金額が1千万円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	2
前各号に掲げる法人以外の法人	356
計	491

(2) 固定資産税・都市計画税

億円

□ 固定資産税 ■ 都市計画税



	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
固定資産税 決 算 額	1,085,991	1,109,802	1,078,445	1,095,085	1,108,271	1,065,301	1,076,875
都市計画税 決 算 額	99,023	100,948	94,632	94,170	94,609	89,212	89,592

(単位：千円)

1. 固定資産税のあらまし

固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）現在、町内に土地、家屋、償却資産を所有している人が納める税金です。

1. 納税義務者

固定資産税を納める人は、原則として、固定資産の所有者で固定資産課税台帳に登録されている人です。

具体的には次のとおりです。

(1)土地：土地登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人

(2)家屋：家屋登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人

(3)償却資産：償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

ただし、所有者として登記（登録）されている人が賦課期日前に死亡している場合や農地法により国が買収した農地、土地区画整理事業による仮換地等については、その土地、家屋を現に所有している人が納税義務者になります。

2. 課税客体

土地、家屋及び償却資産が固定資産税の対象となります。

(1)土地：田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野その他の土地

(2)家屋：住家、店舗、工場、倉庫その他の建物など、屋根及び周壁によって一定の空間を持つ土地に定着した建造物

(3)償却資産：土地及び家屋以外の事業に用いることができる機械、器具、備品等の資産（鉱業権、漁業権などの無形減価償却資産は除く。）で、その減価償却額が法人税法等の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの

3. 課税標準

固定資産の評価は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて行われ、町長がその価格を決定し、その価格をもとに課税標準額を算定します。

(1)土地及び家屋の課税標準

土地と家屋については、原則として基準年度（3年ごと）に評価替えを行い、賦課期日現在の価格を固定資産課税台帳に登録します。第二年度及び第三年度は、新たな評価替えを行わず、基準年度の価格をそのまま据え置きます。

(2)償却資産の課税標準

1月1日現在の償却資産の状況について、その所有者からの申告に基づき、毎年評価し、その価格を決定して償却資産課税台帳に登録します。

4. 税額算定

課税標準額×税率＝固定資産税額となります。

(1)課税標準額

原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。しかし、住宅用

地のように課税標準の特例措置が適用される場合や土地について税負担の調整措置が適用される場合は、課税標準額は価格よりも低く算定されます。

ア. 土地：前年度課税標準額×負担水準による負担調整率

負担水準とは、その年度の評価額に対する前年度課税標準額の占める割合で、これにより負担調整率が決定します。小規模住宅用地、その他の住宅用地については、評価額にそれぞれの特例率（小規模住宅用地 $1/6$ ・その他の住宅用地 $1/3$ ）を乗じて算出します。

イ. 家屋：再建築価格×経年減点補正率

評価の対象となった家屋と同一のものを評価の時点においてその場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費（再建築価格）を求め、家屋の建築後の年数の経過によって生ずる損耗の状況による減価率（経年減点補正率）を乗じて算出します。

在来分家屋の評価額は、基準年度ごとに、新築家屋の評価と同様に求めますが、その価額が前年度の価額を超える場合は、通常、前年度の価額に据え置かれます。

ウ. 償却資産：取得価額×（1－減価率）

取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価され、定率法によって減価償却した残存価格が課税標準額となります。

(2) 税率

固定資産税の税率は、町の条例で100分の1.4としています。

市町村が税率を定める場合に、通常よるべきものとされている税率は、100分の1.4（標準税率）です。しかし、市町村で財政上特に必要があるときは、標準税率とは異なる税率を定めることができます。

(3) 免税点

町の区域内に同一人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額が次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

ア. 土地： 30万円

イ. 家屋： 20万円

ウ. 償却資産： 150万円

2. 都市計画税のあらまし

都市計画税は、道路、公園、上下水道などを整備する都市計画事業又は土地区画整理事業を行う市町村において、その事業にあてるために、目的税として課税されるものです。

1. 課税客体

都市計画法による都市計画区域のうち、原則として市街化区域内に所在する土地及び家屋が都市計画税の対象となります。

2. 納税義務者

都市計画税を納める人は、課税の対象となる土地及び家屋の所有者です。

3. 課税標準額

土地、家屋とも固定資産税と同様の方法で求めます。住宅用地に係る課税標準の特例率については、小規模住宅用地で1/3、その他の住宅用地で2/3となります。

固定資産税について免税点未満のものは、都市計画税はかかりません。

4. 税率

税率は、100分の0.3を上限として、市町村の条例で定めることとされており、当町では、100分の0.2としています。

課税標準額×税率＝都市計画税額となります。

5. 納税の方法

固定資産税とあわせて納めることになっています。

※ 宅地の税負担の調整措置について

税負担の調整措置については、平成9年度から、地域や土地によりばらつきのある負担水準（評価額に対する前年度課税標準額の割合）を課税の公平の観点から均衡化させることを重視した税負担の調整措置が講じられ、負担水準の高い土地は税負担を引き下げまたは据え置き、負担水準の低い土地はなだらかに税負担を上昇させることによって負担水準のばらつきの幅を狭めていく仕組みが導入されました。

これまで、負担水準の均衡化・適正化に取り組んできた結果、ある程度、負担水準の均衡化が進展しつつありますが、依然として地域や土地によってばらつきが残っています。

こうした点を踏まえ、平成24年度から平成26年度までの税負担の調整措置については、これまでの制度を継続し、負担水準の均衡化をより一層進めることを基本としつつ、併せて合理性が低下した特例措置の見直しとして、平成26年度より住宅用地の据置特例が廃止されます。なお、平成24年度及び平成25年度については、納税者の負担感に配慮する観点から、負担水準90%以上の住宅用地のみ据置特例が講じられています。

1. 土地に係る固定資産税の負担調整措置

(1) 宅地等

① 商業地等

ア 負担水準が70%を超える土地については、当該年度の評価額の70%を課税標準額とします。

イ 負担水準が 60%以上 70%以下の土地については、前年度課税標準額を据え置きます。

ウ 負担水準が 60%未満の土地については、前年度課税標準額に当該年度の評価額の 5%を加えた額を課税標準額とします。

ただし、当該額が、評価額の 60%を上回る場合には 60%相当額とし、評価額の 20%を下回る場合には 20%相当額とします。

② 住宅用地

ア 本来の課税標準額が以下の額を超える場合には、以下の額が 26 年度の課税標準額となります。

$$25 \text{ 年度の課税標準額} + \text{本来の課税標準額} \times 5\%$$

ただし、上記により計算した額が、本来の課税標準額の 20%を下回る場合には 20%相当額とします。

住宅用地特例については、現行制度から変更ありません。

(注)住宅用地の据置特例は平成 24 年度及び 25 年度に限った経過措置であり、平成 26 年度から据置特例はなくなりました。

(2) 農地（一般農地及び一般市街化区域農地）

前年度課税標準額に負担水準の区分に応じて一定の調整率を乗じる現行の負担調整措置を継続します。（一般市街化区域農地に関する特例率（1/3）も継続します。）

(3) 据置年度の価格の修正

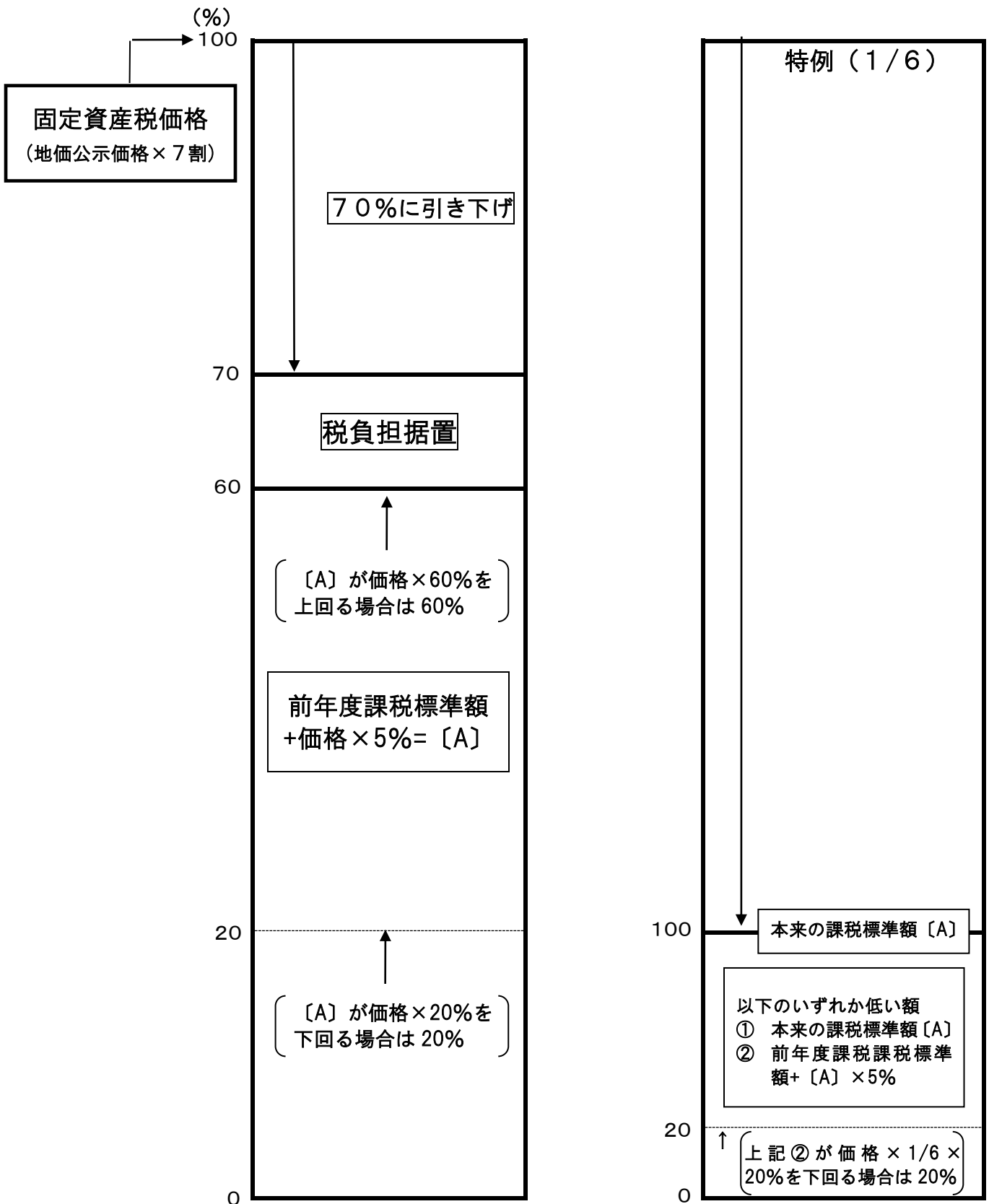
土地の価格は原則として、基準年度の価格を 3 年間据え置きますが、価格を据え置くべき平成 25 年度及び平成 26 年度において地価の下落があり、価格を据え置くことが適当でない宅地等について、簡易な方法によって価格の修正を行っています。

2. 都市計画税の税負担の調整措置

都市計画税の課税標準額も、固定資産税の負担調整措置と同様の方法により求めます。

商業地等の宅地

小規模住宅用地



(注) 住宅用地の据置特例は平成 24 年度及び 25 年度に限った経過措置であり、平成 26 年度から据置特例はなくなりました。

3. 納税義務者数（現年課税分）の推移

年度 区分	22		23		24		25		26	
	人数(人)	前年比(%)	人数(人)	前年比(%)	人数(人)	前年比(%)	人数(人)	前年比(%)	人数(人)	前年比(%)
固定資産税	8,793	100	8,781	100	8,801	100	8,817	100	8,920	101
都市計画税	6,660	100	6,657	100	6,675	100	6,693	100	6,691	100

資料：当初賦課実績

4. 土地の筆数及び家屋棟数（免税点以上）の推移

年度 区分	22		23		24		25		26	
	筆棟数	前年比(%)	筆棟数	前年比(%)	筆棟数	前年比(%)	筆棟数	前年比(%)	筆棟数	前年比(%)
土地(筆)	25,332	100	25,337	100	25,384	100	25,331	100	25,256	100
家屋(棟)	7,778	101	7,804	100	7,830	100	7,846	100	7,868	100

資料：平成26年度概要調書第2表、第22表

5. 調定額（現年課税分・免税点以上）・収入済額の推移

（単位：千円・％）

年度 区分		21				22				23			
		調定額	収入額	調定額 前年比	収入額 前年比	調定額	収入額	調定額 前年比	収入額 前年比	調定額	収入額	調定額 前年比	収入額 前年比
固定資産税	土地	300,928	293,113	92.9	93.2	293,214	285,402	97.4	97.4	285,401	278,091	97.3	97.4
	家屋	465,217	453,136	98.5	98.8	472,724	460,130	101.6	101.5	482,748	470,383	102.1	102.2
	小計	766,145	746,249	96.3	96.5	765,938	745,532	100.0	99.9	768,149	748,474	100.3	100.4
	償却資産	313,997	313,997	102.0	102.0	332,654	332,654	105.9	105.9	338,056	338,056	101.6	101.6
	合計	1,080,142	1,060,246	97.9	98.1	1,098,592	1,078,186	101.7	101.7	1,106,205	1,086,530	100.7	100.8
都市計画税	土地	44,598	43,776	91.9	92.1	43,542	42,733	97.6	97.6	42,638	41,879	97.9	98.0
	家屋	50,615	49,683	96.6	96.9	51,361	50,407	101.5	101.5	52,218	51,290	101.7	101.8
	合計	95,213	93,459	94.4	94.6	94,903	93,140	99.7	99.7	94,856	93,169	100.0	100.0

年度 区分		24				25				26			
		調定額	収入額	調定額 前年比	収入額 前年比	調定額	収入額	調定額 前年比	収入額 前年比	調定額	収入額	調定額 前年比	収入額 前年比
固定資産税	土地	280,181	273,573	98.2	98.4	277,327	271,545	99.0	99.3	288,930		104.2	
	家屋	442,138	431,712	91.6	91.8	448,262	438,917	101.4	101.7	478,486		106.7	
	小計	722,319	705,285	94.0	94.2	725,589	710,462	100.5	100.7	767,416		105.8	
	償却資産	341,793	341,793	101.1	101.1	350,155	350,155	102.4	102.4	398,170		113.7	
	合計	1,064,112	1,047,078	96.2	96.4	1,075,744	1,060,617	101.1	101.3	1,165,586		108.4	
都市計画税	土地	41,991	41,318	98.5	98.7	41,617	41,032	99.1	99.3	43,919		105.5	
	家屋	47,541	46,781	91.0	91.2	48,250	47,571	101.5	101.7	53,053		110.0	
	合計	89,532	88,099	94.4	94.6	89,867	88,603	100.4	100.6	96,972		107.9	

資料：決算統計（平成21年度～平成25年度）、当初賦課実績（平成26年度）

6. 土地の概要に関する調

■ 納税義務者数に関する調

区分 個人 法人の別	総 数 (人)	法定免税点 未満のもの (人)	法定免税点 以上のもの (人)
個人	7,978	1,692	6,286
法人	331	104	227
計	8,309	1,796	6,513

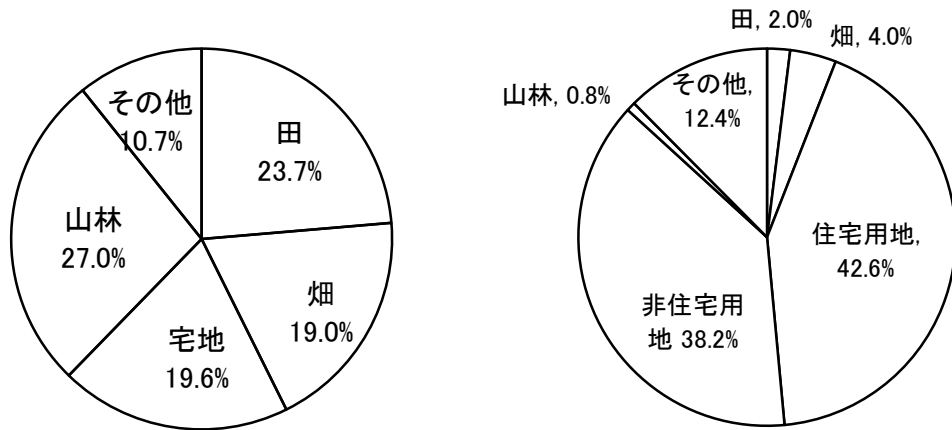
資料：平成26年度概要調書第1表

■ 価格等に関する調

区分 地目	地積				
	非課税地積 (㎡) (ア)	評価総地積 (㎡) (イ)	法定免税点 未満のもの (㎡) (ウ)	法定免税点 以上のもの (イ) - (ウ) (㎡) (エ)	
田	一般田	122,688	3,346,375	284,396	3,061,979
	市街化区域田	12,719	30,665	52	30,613
畑	一般畑	128,626	2,397,898	253,216	2,144,682
	市街化区域畑	59,597	317,387	3,542	313,845
宅地	小規模住宅用地		1,343,711	36,300	1,307,411
	一般住宅用地		681,088	915	680,173
	商業地等		777,009	356	776,653
	計	198,081	2,801,808	37,571	2,764,237
塩田					
鉱泉地					
池沼	20,978				
山林	一般山林	248,650	3,518,500	468,612	3,049,888
	介在山林	30,575	334,732	32,475	302,257
牧場					
原野	55,727	466,259	131,482	334,777	
雑種地	ゴルフ場の用地				
	遊園地等の用地				
	鉄軌道用地	69	324,131	3	324,128
	その他の雑種地	55,541	743,357	82,113	661,244
	計	55,610	1,067,488	82,116	985,372
その他	3,805,637				
合計	4,738,888	14,281,112	1,293,462	12,987,650	

地積による地目別構成比

課税標準額による地目別構成比
(法定免税点以上のもの)



総額 (千円) (オ)	決定価格			筆数			単位当り価格		
	法定免税点 未満のもの (千円) (カ)	法定免税点 以上のもの (オ)-(カ) (千円) (キ)	(キ)に係る 課税標準額 (千円) (ク)	非課税 筆数 (筆) (ケ)	評価総筆数 (筆) (コ)	法定免税点 未満のもの (筆) (サ)	法定免税点 以上のもの (コ)-(サ) (筆) (シ)	平均価格 (オ)/(イ) (円/㎡) (ス)	最高価格 (円/㎡) (セ)
350,207	29,657	320,550	320,550	478	4,041	470	3,571	105	113
292,068	847	291,221	92,246	56	89	2	87	9,524	27,648
144,513	15,222	129,291	129,291	319	2,781	370	2,411	60	61
3,042,457	21,131	3,021,326	702,394	265	535	18	517	9,586	36,800
36,000,457	371,535	35,628,922	5,936,934		7,531	376	7,155	26,792	62,199
9,002,354	7,472	8,994,882	2,998,135		3,821	32	3,789	13,218	62,199
11,489,358	3,428	11,485,930	8,027,792		1,395	21	1,374	14,787	68,340
56,492,169	382,435	56,109,734	16,962,861	409	12,747	429	12,318	20,163	68,340
				16					
170,948	22,323	148,625	148,625	337	2,897	670	2,227	49	51
15,815	1,523	14,292	14,292	115	499	66	433	47	51
20,982	5,917	15,065	15,065	220	1,739	457	1,282	45	45
891,246	8	891,238	623,866	1	1,234	1	1,233	2,750	3,060
2,855,819	36,402	2,819,417	1,970,990	505	1,794	617	1,177	3,842	60,973
3,747,065	36,410	3,710,655	2,594,856	506	3,028	618	2,410	3,510	60,973
				6,234					
64,276,224	515,465	63,760,759	20,980,180	8,955	28,356	3,100	25,256	4,501	

資料：平成26年度概要調書第2表

7. 宅地に関する調（法定免税点以上）

地区別	区分	地積 (㎡) (ア)	決定価格 (千円) (イ)	課税標準額 (千円) (ウ)	単位当り価格		最高価格地 の所在地
					平均価格 (イ) / (ア) (円/㎡)	最高価格 (円/㎡)	
商業地区	繁華街						
	高度商業地区						
	普通商業地区	37,077	2,058,938	1,014,278	55,531	68,340	中央台2丁目
	計	37,077	2,058,938	1,014,278	55,531	68,340	
住宅地区	併用住宅地区						
	高級住宅地区						
	普通住宅地区	1,363,640	41,897,137	10,255,763	30,724	54,131	中央台1丁目
	計	1,363,640	41,897,137	10,255,763	30,724	54,131	
工業地区	大工業地区						
	中小工業地区						
	家内工業地区						
	計						
村落地区	集団地区						
	村落地区	1,355,291	12,128,436	5,676,652	8,949	42,688	中川 堤下広町
	計	1,355,291	12,128,436	5,676,652	8,949	42,688	
	観光地区						
	農業用施設の用に供する宅地	8,229	25,223	16,168	3,065	6,403	柏木 谷津下
	生産緑地地区内の宅地						
	合計	2,764,237	56,109,734	16,962,861	20,298		

資料：平成26年度概要調書第4表

8. 家屋の概要に関する調

区 分		総 数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの	提 示 平 均 価 額 (円)	
納 税 義 務 者(人)		7,156	186	6,970		
棟 数 (棟)	木 造	6,391	255	6,136	木造家屋	
	非木造	1,746	14	1,732	非木造家屋	
	計	8,137	269	7,868	$\frac{\text{単位当り価格}}{\text{提示平均価額}}$	
床 面 積 (㎡)	木 造	658,234	9,782	648,452	木造家屋	
	非木造	468,949	346	468,603	非木造家屋	
	計	1,127,183	10,128	1,117,055		
決 定 価 格 (千円)	木 造	16,033,261	14,470	16,018,791	実 際 免 税 点 の 額 200,000円	
	非木造	19,624,847	1,388	19,623,459		
	計	35,658,108	15,858	35,642,250		
単 位 当 り 価 格 (円)	木 造	24,358	1,479	24,703		
	非木造	41,849	4,012	41,877		
	計	31,635	1,566	31,907		

資料：平成26年度概要調書第21表、22表

9. 家屋の増減状況の推移

年度	増減 項目	新 増 築			減 少		
		木 造	非 木 造	計	木 造	非 木 造	計
22	棟数（棟）	48	5	53	41	2	43
	面積（㎡）	6,061	543	6,604	2,650	104	2,754
	㎡当り単価 （円）	66,305	74,777	67,002	12,397	12,827	12,414
	決定価格 （千円）	401,877	40,604	442,481	32,853	1,334	34,187
23	棟数（棟）	63	9	72	54	6	60
	面積（㎡）	6,907	995	7,902	3,964	440	4,404
	㎡当り単価 （円）	67,678	72,379	68,083	10,232	12,752	10,484
	決定価格 （千円）	467,641	70,353	537,994	40,559	5,611	46,170
24	棟数（棟）	47	20	67	50	6	56
	面積（㎡）	6,511	7,292	13,803	2,891	512	3,403
	㎡当り単価 （円）	65,811	70,032	68,041	12,690	35,734	16,157
	決定価格 （千円）	428,495	510,675	939,170	36,686	18,296	54,982
25	棟数（棟）	67	17	84	68	6	74
	面積（㎡）	7,379	2,549	9,928	5,159	703	5,862
	㎡当り単価 （円）	62,431	72,711	65,070	10,858	39,395	14,280
	決定価格 （千円）	460,676	185,340	646,016	56,017	27,695	83,712
26	棟数（棟）	63	33	96	68	12	80
	面積（㎡）	7,408	27,401	34,809	5,124	1,039	6,163
	㎡当り単価 （円）	62,337	80,389	76,547	11,362	43,411	16,765
	決定価格 （千円）	461,791	2,202,726	2,664,517	58,218	45,104	103,322

資料：平成26年度概要調書第31表～第34表

10. 都市計画税に関する調（法定免税点以上）

区 分		価格等	地 積 (千㎡)	決 定 価 格	課 税 標 準 額
			床面積 (㎡)	(千円)	(千円)
土 地	宅 地 等	宅 地	1,632	46,030,646	19,869,831
		そ の 他	542	1,651,668	1,157,334
		小 計	2,174	47,682,314	21,027,165
	農 地	344	3,312,546	1,026,174	
	計	2,518	50,994,860	22,053,339	
家 屋	木 造 家 屋	466,887	12,391,589	12,391,589	
	非 木 造 家 屋	311,877	14,247,660	14,247,660	
	計	778,764	26,639,249	26,639,249	
合 計				77,634,109	48,692,588

資料：平成26年度概要調書第53表、第54表

11. 償却資産の価格等に関する調

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例 規定を受けるもの	左記以外のもの	
町長が価格等を決定したもの	構 築 物	4,739,289	4,562,441	108,858	4,453,583
	機 械 及 び 装 置	1,978,712	1,972,711	6,169	1,966,542
	船 舶				
	航 空 機				
	車 両 及 び 運 搬 具	17,430	17,430		17,430
	工 具、器 具 及 び 備 品	1,740,474	1,740,358	173	1,740,185
	調 整 額				
	小 計	8,475,905	8,292,940	115,200	8,177,740
法第389条関係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	20,067,178	19,167,613		
	都道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	952,164	952,164		
	小 計	21,019,342	20,119,777		
法第743条第1項の規定により都道府県知事が価格等を決定したもの					
合 計		29,495,247	28,412,717		
内 訳	町 分 の 額				
	県 分 の 額				

資料：平成26年度概要調書第70表

12. 国有資産等所在市町村交付金の状況

(ア) 調定の状況

(単位：千円・団体)

区 分	価格	算定基準額	金額	団体数
交 付 金	1,569,764	341,934	4,787	1

(イ) 国有資産等所在市町村交付金の状況

(単位：千円)

区 分			国 有 資 産		公 有 資 産		交付金額計
			算定標準額	交付金額	算定標準額	交付金額	
貸付資産	住宅に係るもの	1/6適用			204,266	2,859,700	2,859,700
		1/3適用					
		2/5適用			137,668	1,927,300	1,927,300
	住宅以外のもの						
計			0	0	341,934	4,787,000	4,787,000

(注) 1/6適用：小規模住宅用地、1/3適用：一般住宅用地、2/5適用：住宅及び住宅用地

資料：平成26年度概要調書第89表

13. 固定資産基準地等価格一覧表

■ 地価公示価格（基準日：各年1月1日）

（単位：円/㎡）

所 在	21	22	23	24	25	26
中央台1丁目14-11					68,700	68,700
東酒々井一丁目1-217	64,600	63,600	63,300	62,600	62,100	62,000
中川字苗代場328	60,200	59,200	59,000	58,100	57,700	57,600
本佐倉字北押出し263-196	38,800	36,600	34,600	33,300	32,200	31,600
馬橋字中之尾余673-3（調整区域）	23,100	21,800	20,400	19,500	18,800	18,300
下岩橋字作畑262-7	29,500	28,000	26,600	25,800	25,300	25,000
酒々井1632-7					33,000	32,900

■ 県基準地価格（基準日：各年7月1日）

（単位：円/㎡）

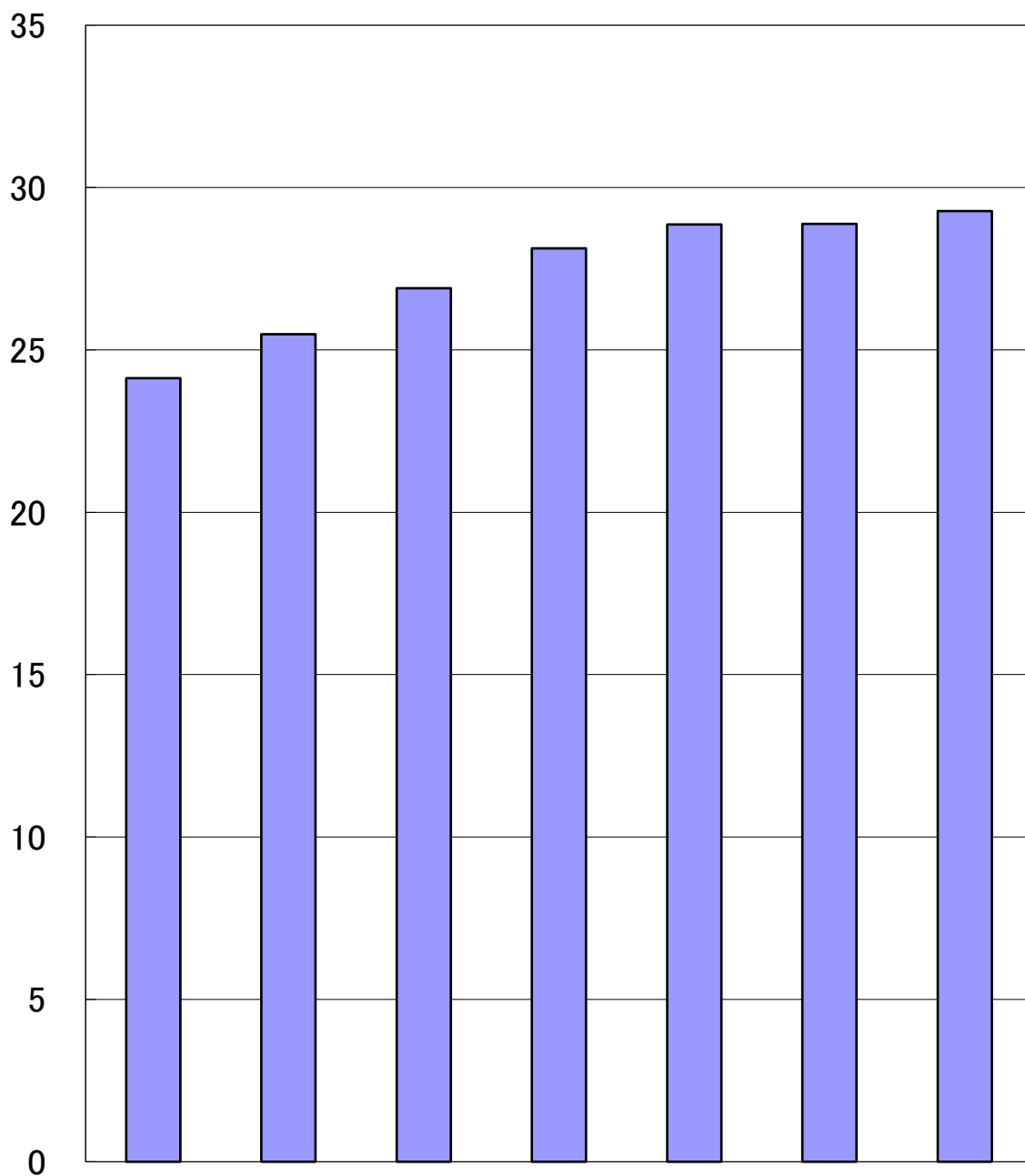
所 在	21	22	23	24	25	26
中央台2丁目14-10	68,600	67,600	66,600	66,300	66,300	66,300
上岩橋字岩崎348-5	50,600	49,600	48,700	48,300	48,000	47,900
東酒々井四丁目4-145	60,100	59,100	58,200	57,600	57,600	57,600
上本佐倉一丁目6-4	34,200	32,300	31,100	30,000	29,600	29,500
尾上字馬場354（調整区域）	9,200	8,800	8,400	8,200	8,100	8,100

■ 固定資産税基準地等評価額（平成26年1月1日）

基 準 地 の 所 在	評価額（円/㎡）
酒々井字横町（町道02-009号線付近）	18,000
酒々井字下宿（県道宗吾酒々井線付近）	23,800
上本佐倉字中宿（町道02-011号線付近）	19,200
本佐倉北押出し（成城台団地）	21,900
本佐倉南押出し（町道3B-080号線付近）	13,500
馬橋字中之尾余（町道3B-141号線付近）	12,800
尾上字柳作（国道296号線付近）	12,400
墨字仲之尾余（町道3B-046号線付近）	5,700
中川字埜原谷津（国道51号線付近）	41,300
上岩橋字中川（町道02-005号線付近）	33,700
柏木字鶴巻（町道01-003号線付近）	11,500
下岩橋字溜ノ台（町道01-001号線付近）	25,500
伊篠字大日（国道51号線付近）	17,900
伊篠新田字井戸台（町道2B-010号線付近）	6,500
上本佐倉一丁目（国道51号線付近）	23,800
東酒々井一丁目（町道01-007号線付近）	54,000
東酒々井三丁目（町道2B-065号線付近）	38,500
東酒々井五丁目（町道01-007号線付近）	40,500
中央台1丁目（町道01-006号線付近）	59,700
中央台2丁目（町道02-008号線付近）	47,200
中央台4丁目（町道02-008号線付近）	44,500
ふじき野一丁目（町道2B-288号線付近）	34,200

(3) 軽自動車税

百万円



	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
決算額	24,128	25,485	26,897	28,126	28,866	28,882	29,273

(単位：千円)

1. 軽自動車税のあらまし

1. 納税義務者

町内に主たる定置場を有する軽自動車等の所有者
 (所有権留保付売買があった場合は、購入者が所有者となる。)

2. 課税客体

原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車などの区分により年税額がそれぞれ確定する。

3. 税 率

	区 分	年税額
原動機付自転車	ア、総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの	1,000円
	イ、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの	1,200円
	ウ、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの	1,600円
	エ、三輪以上のもので、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの	2,500円
小型特殊自動車及び 軽自動車	ア、二輪のもの(側車付のものを含む。)	2,400円
	イ、三輪のもの	3,100円
	ウ、四輪以上のもの	
	乗用のもの 営業用	5,500円
	乗用のもの 自家用	7,200円
	貨物のもの 営業用	3,000円
	貨物のもの 自家用	4,000円
エ、小型特殊自動車、農耕作業用自動車(刈取脱穀作業用自動車を含む。)	1,600円	
小型特殊 1,000cc以下	2,400円	
その他のもの	4,700円	
二輪の小型自動車		4,000円

4. 納 税

- (1) 賦課期日：4月1日
- (2) 納 期：5月15日～5月31日
- (3) 徴収方法：口座振替及び納税通知書による普通徴収

2. 軽自動車税に関する調（定期分）

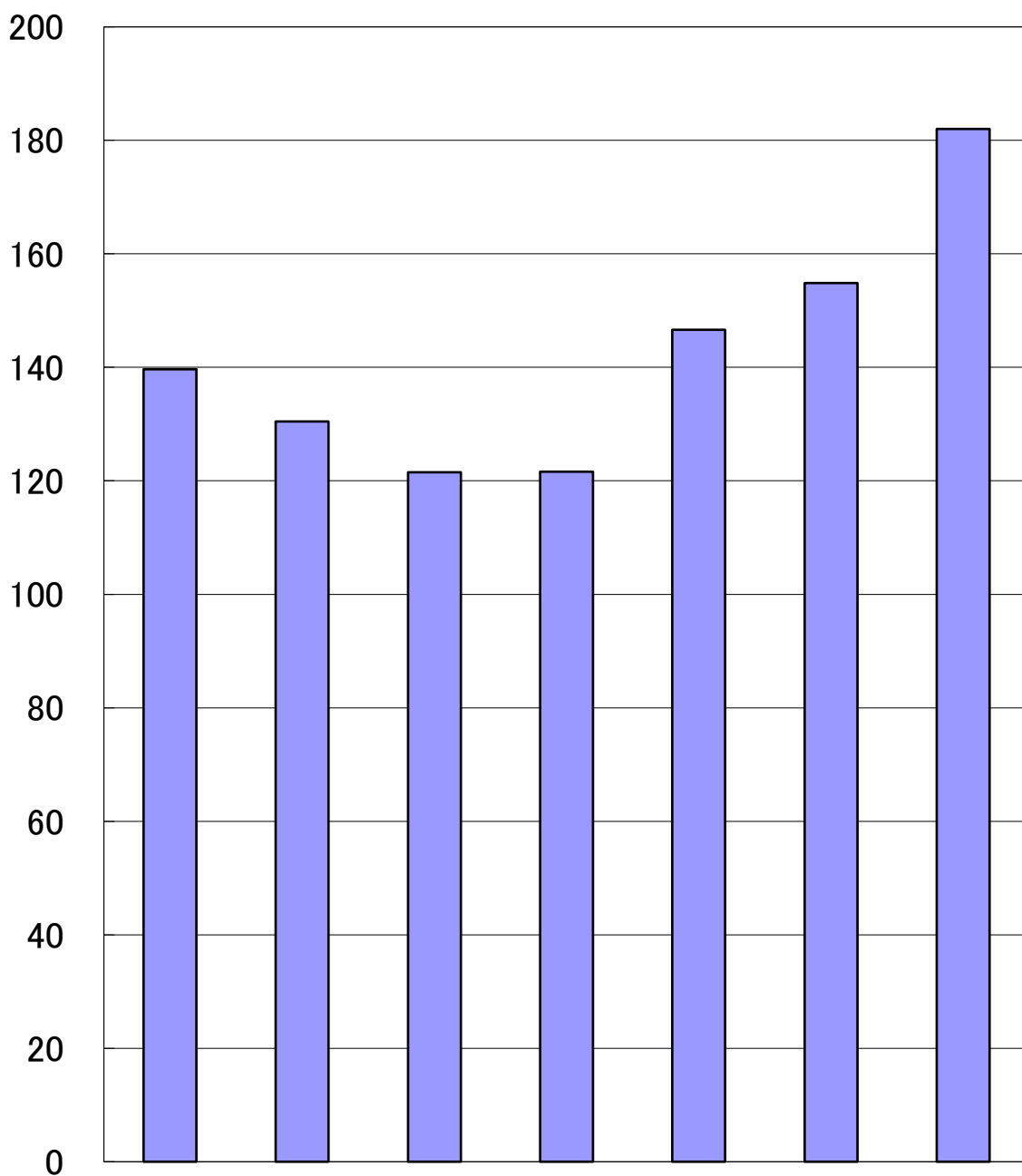
年 度		21					22					
		(a)	(b)	(c)	(a)-(b) -(c)	調定額	(a)	(b)	(c)	(a)-(b) -(c)	調定額	
車 種		保 有	官 公	課税免	課 税		保 有	官 公	課税免	課 税		
		台 数	署 分	除台数	台 数		台 数	署 分	除台数	台 数		(d)
原 動 機 付 自 転 車	5 0cc 以下	1,239	0	0	1,239	1,239	1,218	0	0	1,218	1,218	
	ミ ニ カ ー	10	0	0	10	25	14	0	0	14	35	
	9 0cc 以下	52	0	0	52	63	50	0	0	50	60	
	1 2 5cc 以下	69	0	0	69	110	85	0	0	85	136	
	小 計	1,370	0	0	1,370	1,437	1,367	0	0	1,367	1,449	
軽 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車	二 輪 車	237	0	0	237	569	228	0	0	228	547	
	三 輪 車	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	四輪乗用	営業用	5	0	0	5	28	4	0	0	4	22
		自家用	2,928	1	0	2,927	21,074	3,055	1	0	3,054	21,988
	四輪貨物	営業用	46	0	0	46	138	47	0	0	47	141
		自家用	926	3	0	923	3,692	944	3	0	941	3,764
	農 耕 用	181	0	0	181	289	183	0	0	183	294	
	小型特殊1,000cc以下	0	0	0	0	0	11	3	0	8	38	
	特殊作業用	25	3	0	22	73	12	0	0	12	29	
小 計	4,348	7	0	4,341	25,863	4,484	7	0	4,477	26,823		
二輪の小型自動車		237	0	0	237	948	232		0	232	928	
合 計		5,955	7	0	5,948	28,248	6,083	7	0	6,076	29,200	
対前年比	税額 (%)	106.4%					103.4%					
	台数(d)(%)	104.5%					102.2%					

23					24					25				
(a) 保有 台数	(b) 官署 分	(c) 公課 除台数	(a)-(b) -(c) 課税 台数 (d)	調定額 (千円)	(a) 保有 台数	(b) 官署 分	(c) 公課 除台数	(a)-(b) -(c) 課税 台数 (d)	調定額 (千円)	(a) 保有 台数	(b) 官署 分	(c) 公課 除台数	(a)-(b) -(c) 課税 台数 (d)	調定額 (千円)
1,199	0	0	1,199	1,199	1,147	0	0	1,147	1,147	1,114	0	0	1,114	1,114
12	0	0	12	30	16	0	0	16	40	19	0	0	19	47
47	0	0	47	56	44	0	0	44	53	44	0	0	44	53
95	0	0	95	152	102	0	0	102	163	116	0	0	116	186
1,353	0	0	1,353	1,437	1,309	0	0	1,309	1,403	1,293	0	0	1,293	1,400
220	0	0	220	528	212	0	0	212	509	215	0	0	215	516
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	0	0	4	22	4	0	0	4	22	7	0	0	7	39
3,264	7	0	3,257	23,451	3,303	7	0	3,296	23,731	3,341	7	0	3,334	24,005
49	0	0	49	147	47	0	0	47	141	46	0	0	46	138
959	3	0	956	3,824	935	3	0	932	3,728	939	3	0	936	3,744
187	0	0	187	299	180	0	0	180	288	181	0	0	181	289
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	3	0	17	57	23	3	0	20	64	20	3	0	17	57
4,703	13	0	4,690	28,328	4,704	13	0	4,691	28,483	4,749	13	0	4,736	28,788
232	0	0	232	928	227	0	0	227	908	230	0	0	230	920
6,288	13	0	6,275	30,693	6,240	13	0	6,227	30,794	6,272	13	0	6,259	31,108
105.1%					100.3%					101.0%				
103.3%					99.2%					100.5%				

各年4月1日現在

(4) 町たばこ税

百万円



	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
決算額	139,642	130,461	121,494	121,607	146,613	154,852	182,000

(単位：千円)

1. 町たばこ税のあらまし

1. 納税義務者

たばこを喫煙する消費者が負担し、日本たばこ産業(株)・TSネットワーク(株)・太豊通商(株)の卸売販売業者などが納税義務者

2. 課税客体

卸売販売業者が小売販売業者に行う製造たばこの売渡し又は消費等

3. 課税標準

売渡し又は消費等に係る製造たばこの本数

4. 税率(平成25年4月1日税源移譲により税率改正)

(1) 紙巻たばこ等 1,000本につき 5,262円(平成25年4月1日以前 4,618円)

(2) 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 2,495円(平成25年4月1日以前 2,190円)
(エコー・わかば・しんせい・ゴールデンバット・ウルマ・バイオレットの6銘柄)

5. 納税

日本たばこ産業(株)やTSネットワーク(株)などの卸売販売業者が毎月1日から月末までの間の課税標準数量、税額などを申告して納税します。

2. 町たばこ税の推移

年度 項目	19	20	21	22	23	24	25
売渡本数 (千本)	386 42,348	364 39,616	369 36,953	465 32,478	862 31,470	1,119 34,121	1,451 34,502
税率	1,564 /1,000 3,298 /1,000	1,564 /1,000 3,298 /1,000	1,564 /1,000 3,298 /1,000	2,190 /1,000 4,618 /1,000	2,190 /1,000 4,618 /1,000	2,190 /1,000 4,618 /1,000	2,495 /1,000 5,262 /1,000
税額 (千円)	604 139,664	570 130,656	577 121,872	875 119,201	1,888 145,326	2,451 157,571	3,584 179,659
合計税額(千円)	139,695	140,268	131,226	120,076	147,214	160,022	183,243
返還控除税額(千円)	626	765	955	1,045	601	1,700	1,243
差引調定額(千円)	139,069	139,503	130,271	119,031	146,613	158,322	182,000

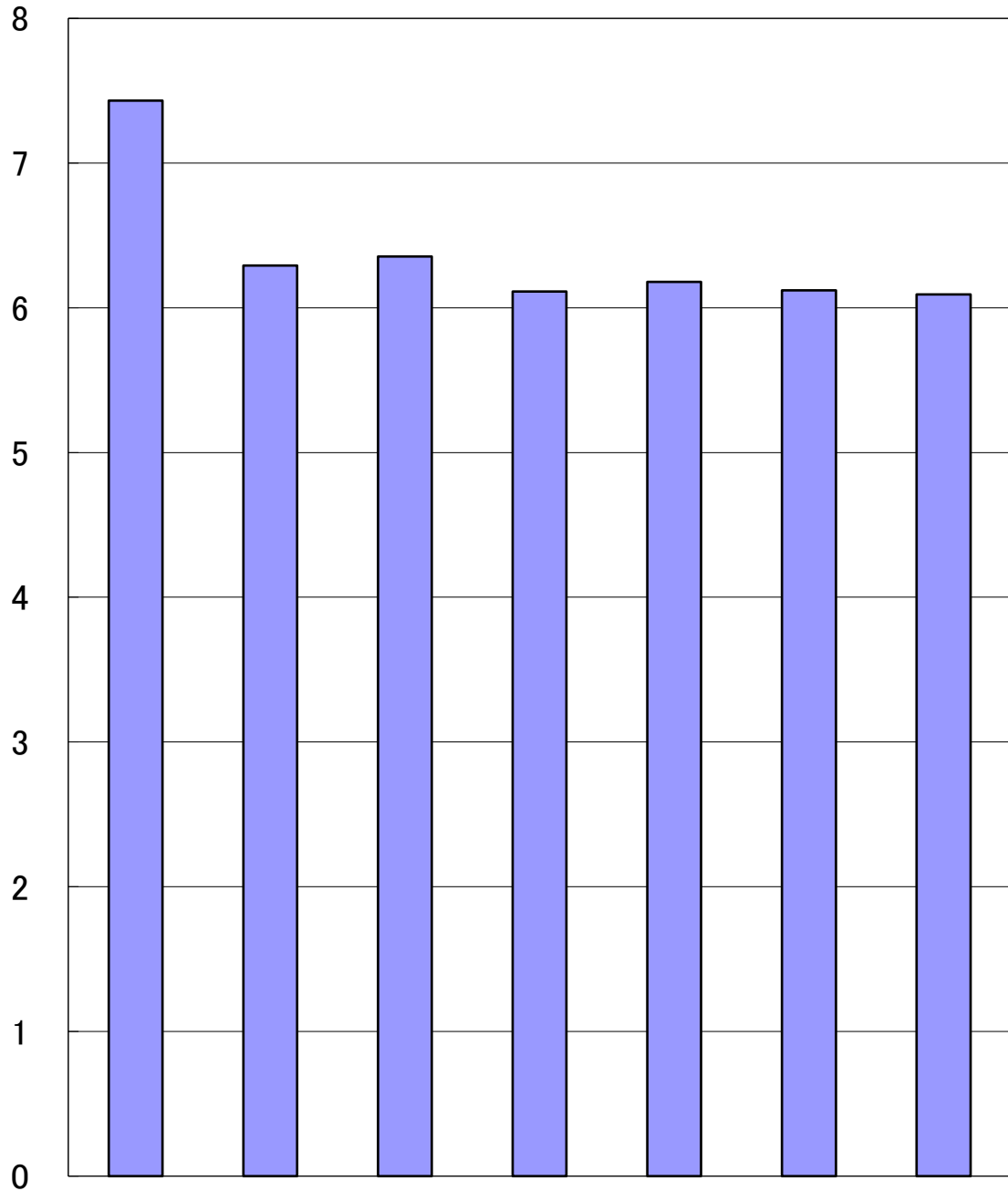
※ 項目の売渡本数、税率、税額欄の上段の数値は旧3級品のたばこ、下段の数値はそれ以外の製造たばこ

※ 平成22年度の差引調定額は、手持品課税（2,576千円）を含む。

※ 平成25年度の4月調定額（3月分申告）は、改正前の平成24年度の税率による。

(5) 国民健康保険税

億円



	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
決算額	743,282	629,212	635,384	611,351	617,855	612,153	609,170

(単位：千円)

1. 国民健康保険税のあらまし

1. 納税義務者

- ① 国民健康保険税は、町内に住所がある国民健康保険加入世帯の世帯主に課税され、世帯主が納税義務者になります。
- ② 世帯主が社会保険等の健康保険に加入している場合でも、世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、世帯主が納税義務者になります。(擬制世帯主といいます。)

2. 税率等

国民健康保険加入世帯単位に計算し、基礎課税額（医療分）、後期高齢者医療支援金課税額（支援金分）及び介護納付金課税額（介護分）のそれぞれの合計額が国民健康保険税額になります。

① 基礎課税額

加入者それぞれの所得、資産、加入者数に応じて計算した額に1世帯あたりの平等割額を合計した額です。

② 後期高齢者医療支援金課税額

加入者それぞれの所得、加入者数に応じて計算した額です。

③ 介護納付金課税額

加入者のうち介護保険第2号被保険者（年齢が40歳から65歳未満の方）のそれぞれの所得及び人数に応じて計算し合計した額です。

区 分	課 税 対 象		税 率 等		
			基礎課税額	後期高齢者医療支援金課税額	介護納付金課税額
所得割	前年中の総所得金額から基礎控除額を差し引いた額（注）	×	5.6/100	2.7/100	1.4/100
資産割	今年度の土地・家屋に係る固定資産税額	×	25.0/100		
均等割	国保加入者数	×	23,000円	6,400円	13,000円
平等割	国保加入世帯1世帯当り		31,200円		
課税限度額			470,000円	120,000円	90,000円

3. 賦課期日 4月1日

4. 納期限等

① 普通徴収

期別	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
納期限	7月31日	9月1日	9月30日	10月31日	12月1日	12月25日	2月2日	3月2日

② 特別徴収（年金引き落とし）

時期	4月	6月	8月	10月	12月	2月

2. 国民健康保険税の被保険者数・課税状況等の推移

区 分		年 度		
		22	23	
町の世帯数（世帯） A		8,935	8,963	
町の人口（人） B		21,329	21,217	
国保加入世帯数（世帯） C		3,646	3,695	
Cの被保険者数（人） D		6,613	6,682	
加入割合（％） C / A		40.81	41.23	
加入割合（％） D / B		31.00	31.49	
課税内訳	所得割総額（千円）	基礎	221,677	219,489
		支援金	99,824	99,173
		介護	21,621	20,971
	資産割総額（千円）	基礎	35,357	36,392
	被保険者均等割総額（千円）	基礎	130,426	131,335
		支援金	36,292	36,545
		介護	26,183	26,686
	世帯別平等割総額（千円）	基礎	87,939	88,681
	計（千円）	基礎	490,689	542,570
		支援金	143,139	158,308
介護		50,620	55,258	
税率	所得割	基礎	5.6/100	5.6/100
		支援金	2.7/100	2.7/100
		介護	1.4/100	1.4/100
	資産割	基礎	25.0/100	25.0/100
	被保険者均等割（円）	基礎	23,000	23,000
		支援金	6,400	6,400
		介護	13,000	13,000
世帯別平等割（円）	基礎	31,200	31,200	
課税限度額（円）	基礎	470,000	470,000	
	支援金	120,000	120,000	
	介護	90,000	90,000	
所得割の按分基礎		法第703条の4第6項の総所得金額（ただし書方式）		同 左
資産割の按分基礎		固定資産税額のうち土地及び家屋に係る税額		同 左

(単位：千円・％・世帯・人)

24	25	26
9,097	9,400	9,509
21,167	21,464	21,482
3,727	3,667	3,754
6,664	6,532	6,577
40.97	39.01	39.47
31.48	30.43	30.61
217,637	239,684	261,232
97,999	115,561	125,950
19,971	22,251	27,276
34,200	37,197	37,824
130,419	132,485	119,365
36,291	36,865	33,214
26,070	25,003	21,659
89,021	90,280	82,228
471,277	499,646	500,649
134,290	152,426	159,164
46,041	47,254	48,935
5.6/100	5.6/100	5.6/100
2.7/100	2.7/100	2.7/100
1.4/100	1.4/100	1.4/100
25.0/100	25.0/100	25.0/100
23,000	23,000	23,000
6,400	6,400	6,400
13,000	13,000	13,000
31,200	31,200	31,200
470,000	470,000	470,000
120,000	120,000	120,000
90,000	90,000	90,000
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左

備考：本算定税率試算時の数値より
：平成12年4月1日より介護保険施行
：平成20年4月1日より後期高齢者支援金施行

3. 国民健康保険税決算額の推移

年度 税目		22					23				
		調定額		収入済額	収納率	収入前 年対比	調定額		収入済額	収納率	収入前 年対比
一般被保険者 国民健康保険税	現	基礎	422,750	374,661	88.6	96.0	基礎	425,067	378,184	89.0	100.9
		支援金	120,235	106,519			支援金	120,628	107,327	89.0	
		介護	35,189	28,665	81.5	90.9	介護	34,358	28,108	81.8	98.1
	滞	基礎	212,121	29,815	14.1	92.6	基礎	215,049	29,149	13.6	97.8
		支援金	26,424	4,785			支援金	34,881	5,375		
		介護	23,410	3,093	13.2	101.6	介護	25,349	3,253	12.8	105.2
退職被保険者 国民健康保険税	現	基礎	41,579	39,417	94.8	102.6	基礎	42,519	40,697	95.7	103.2
		支援金	12,734	12,064			支援金	13,013	12,430	95.5	
		介護	105,359	9,955	9.4	103.3	介護	10,720	10,253	95.6	103.0
	滞	基礎	8,508	1,904	22.4	116.7	基礎	8,352	2,279	27.3	119.7
		支援金	993	232			支援金	1,431	361		
		介護	1,103	241	21.8	111.6	介護	1,436	439	30.6	182.2
小計	現	737,846		571,281	77.4	96.0	646,305		576,999	89.3	101.0
	滞	272,559		40,070	14.7	99.5	286,498		40,856	14.3	102.0
合計	計	1,010,405		611,351	60.5	101.0	932,803		617,855	66.2	101.1

4. 平成25年度国民健康保険税の決算状況

税目		区分	予算額	調定額	収入済額
一般被保険者 国民健康保険税	現	基礎	364,494,000	423,246,222	382,426,400
		支援金	102,640,000	120,314,443	108,366,409
		介護	26,422,000	32,839,853	27,333,096
	滞	基礎	26,796,000	196,924,641	28,552,107
		支援金	4,580,000	47,713,587	6,941,731
		介護	2,634,000	25,757,759	3,469,249
退職被保険者 国民健康保険税	現	基礎	34,843,000	33,475,778	32,454,459
		支援金	10,655,000	9,963,557	9,638,541
		介護	6,928,000	8,197,647	7,934,404
	滞	基礎	1,055,000	6,886,804	1,370,006
		支援金	276,000	1,790,496	374,569
		介護	235,000	1,471,639	309,095
小計	現	545,982,000	628,037,500	568,153,309	
	滞	35,576,000	280,544,926	41,016,757	
合計	計	581,558,000	908,582,426	609,170,066	

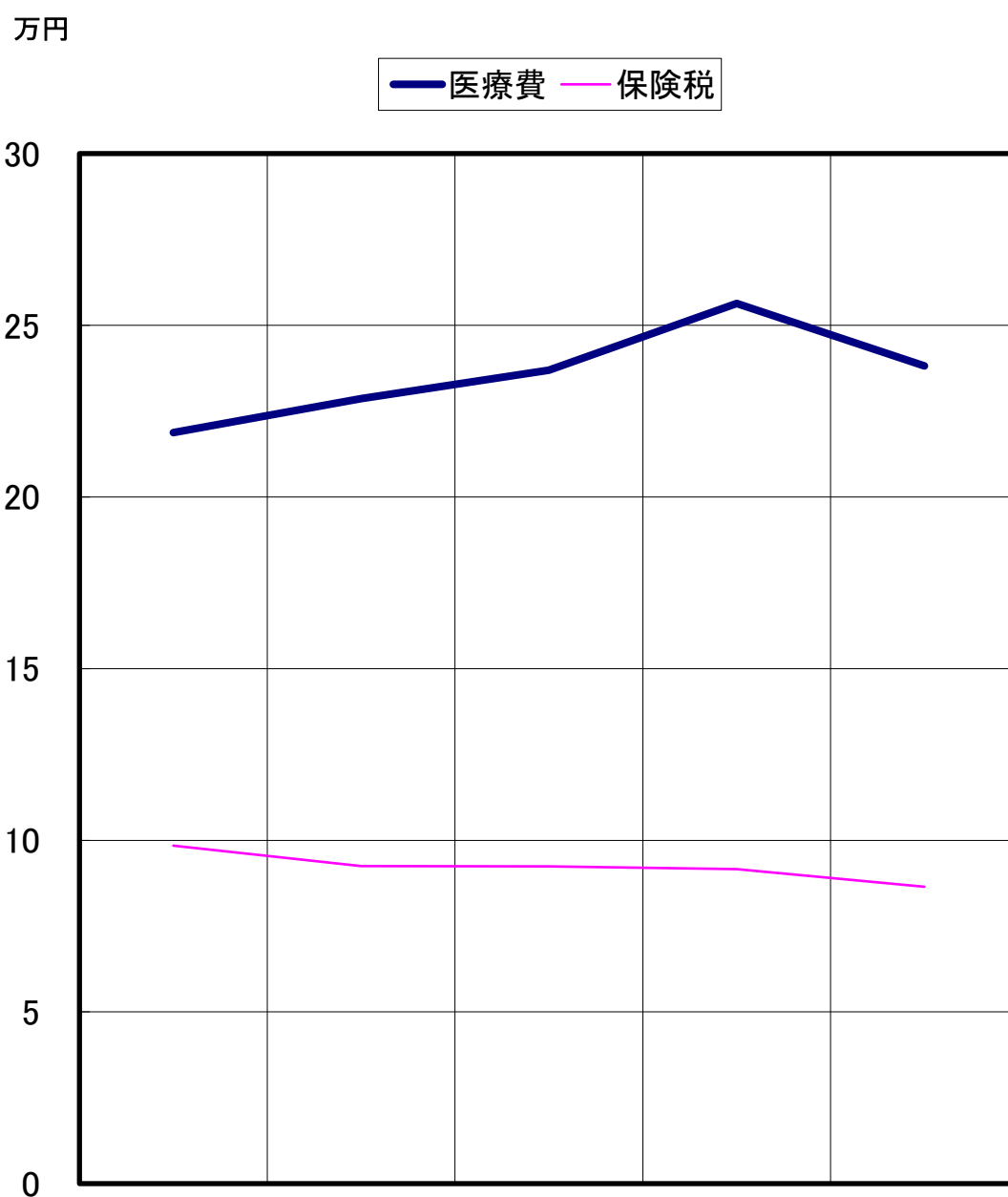
(単位：千円・%)

24					25					平成26年度 当初予算額	
調定額	収入済額	収納率	収入前 年対比	調定額	収入済額	収納率	収入前 年対比				
基礎	427,775	381,579	89.2	100.9	基礎	423,246	382,426	90.4	100.2	基礎	369,446
支援金	121,741	108,407	89.0	101.0	支援金	120,314	108,366	90.1	100.0	支援金	104,087
介護	34,365	28,035	81.6	99.7	介護	32,840	27,333	83.2	97.5	介護	26,096
基礎	212,968	28,955	13.6	99.3	基礎	196,924	28,552	14.5	98.6	基礎	24,341
支援金	42,068	6,266	14.9	116.6	支援金	47,714	6,942	14.5	110.8	支援金	5,087
介護	26,450	3,456	13.1	106.2	介護	25,758	3,469	13.5	100.4	介護	2,565
基礎	35,708	34,373	96.3	84.5	基礎	33,476	32,455	97.0	94.4	基礎	32,974
支援金	10,858	10,433	96.1	83.9	支援金	9,964	9,639	96.7	92.4	支援金	9,846
介護	9,028	8,676	96.1	84.6	介護	8,198	7,934	96.8	91.4	介護	5,972
基礎	7,359	1,406	19.1	61.7	基礎	6,887	1,370	19.9	97.4	基礎	972
支援金	1,654	288	17.4	79.8	支援金	1,790	375	20.9	130.2	支援金	283
介護	1,435	279	19.4	63.6	介護	1,471	309	21.0	110.8	介護	219
639,475	571,503	89.4	99.0	628,038	568,153	90.5	99.4			548,421	
291,934	40,650	13.9	99.5	280,544	41,017	14.6	100.9			33,467	
931,409	612,153	65.7	99.1	908,582	609,170	67.0	99.5			581,888	

(単位：円・%)

不納欠損額	収入未済額	収 納 率	平成24年度収納率	平成23年度収納率
	40,819,822	90.36	89.20	88.97
	11,948,034	90.07	89.05	88.97
	5,506,757	83.23	81.58	81.81
20,281,534	148,091,000	14.50	13.60	13.55
4,021,474	36,750,382	14.55	14.89	15.41
2,716,895	19,571,615	13.47	13.07	12.83
	1,021,319	96.95	96.26	95.72
	325,016	96.74	96.09	95.52
	263,243	96.79	96.11	95.65
944,381	4,572,417	19.89	19.11	27.29
75,292	1,340,635	20.92	17.40	25.20
50,924	1,111,620	21.00	19.43	30.58
0	59,884,191	90.46	89.37	89.28
28,090,500	211,437,669	14.62	13.92	14.26
28,090,500	271,321,860	67.05	65.72	66.24

5. 国民健康保険1人当りの医療費と保険税の推移



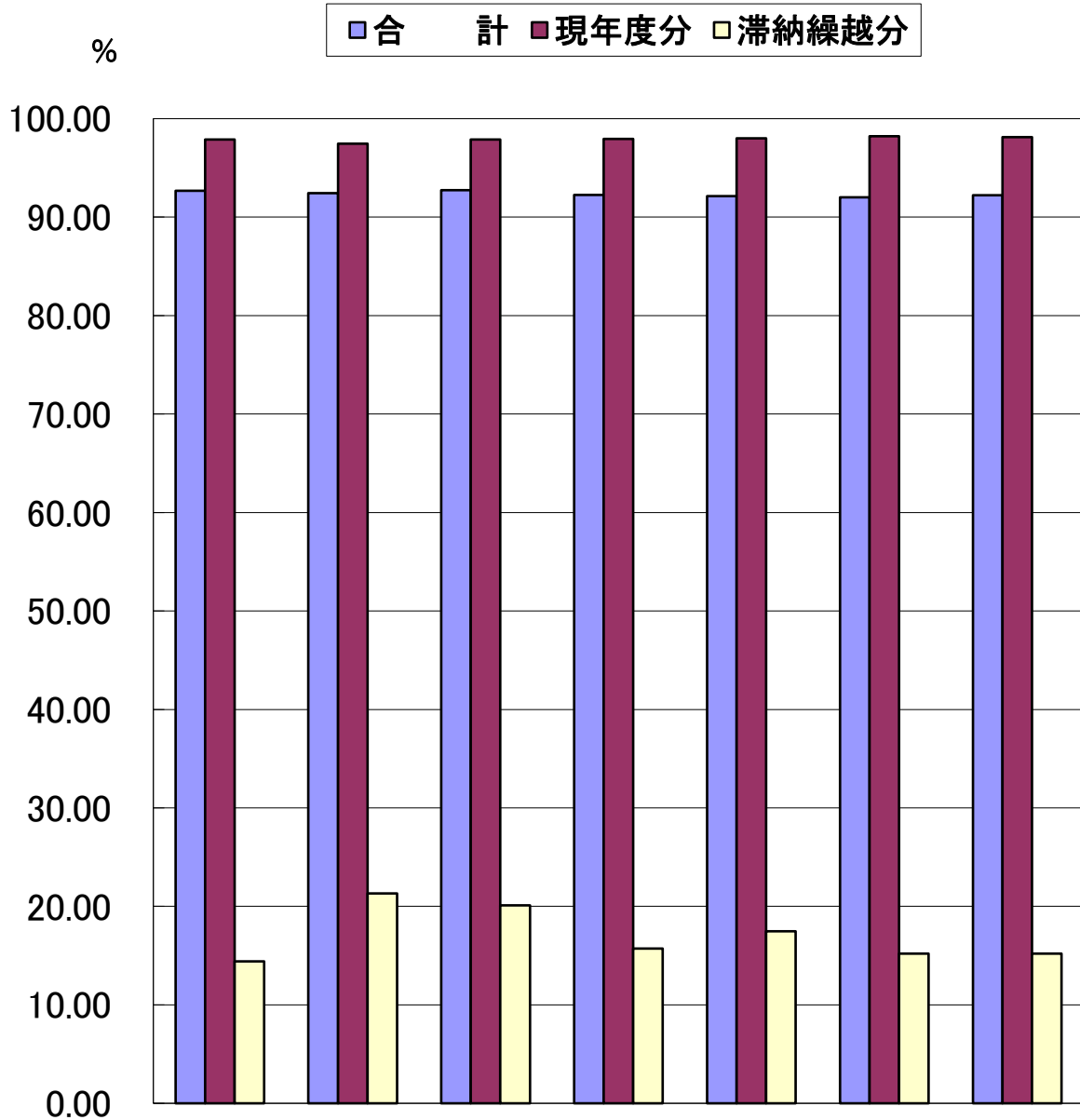
(単位：円)

年度 区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
医療費	218,742	228,629	236,922	256,349	238,187
保険税	98,436	92,489	92,383	91,578	86,461

※ 医療費は、一部負担金を除いた値。
 保険税は、現年調定額（介護納付金分をのぞく。）を平均被保険者数で除した値。

IV 徴 収

(一 般 会 計)



	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
合 計	92.68	92.45	92.75	92.25	92.13	92.02	92.22
現 年 度 分	97.88	97.46	97.89	97.95	98.00	98.22	98.14
滞 納 繰 越 分	14.41	21.31	20.11	15.72	17.48	15.19	15.21

(単位：%)

1. 町税口座振替状況調

(単位：人・件・%)

年度	区分 税目	納税義務者数 (A)	口座振替依頼数 (B)	口座振替加入率 (B) / (A)	口座振替依頼数 対前年比
平成 24 年度	町・県民税 (普通徴収)	5,140	778	15.14	103.18
	固定資産税 都市計画税	8,749	3,601	41.16	99.39
	軽自動車税	6,227	771	12.38	98.22
	国民健康 保険税	3,193	1,091	34.17	103.02
	計	23,309	6,241	26.78	100.32
平成 25 年度	町・県民税 (普通徴収)	5,356	785	14.66	100.90
	固定資産税 都市計画税	8,817	3,624	41.10	100.64
	軽自動車税	6,259	763	12.19	98.96
	国民健康 保険税	3,161	1,110	35.12	101.74
	計	23,593	6,282	26.63	100.66

2. 町税口座振替納付状況調

(単位：円・%)

年度	区分 税目	税 収 入 額 (A)	口座振替納付税額 (B)	口座振替納付税額 の割合 (B) / (A)	口座振替納付税額 対前年比
平成 24 年度	町・県民税 (普通徴収)	453,261,843	113,851,585	25.12	99.11
	固定資産税 都市計画税	1,135,177,350	333,030,500	29.34	93.52
	軽自動車税	28,882,300	3,424,900	11.86	98.73
	国民健康 保険税	490,925,200	215,132,000	43.82	102.80
	計	2,108,246,693	665,438,985	31.56	97.32
平成 25 年度	町・県民税 (普通徴収)	449,129,342	111,408,566	24.81	97.85
	固定資産税 都市計画税	1,149,220,164	341,275,300	29.70	102.48
	軽自動車税	29,273,400	3,511,900	12.00	102.54
	国民健康 保険税	479,900,609	214,841,400	44.77	99.86
	計	2,107,523,515	671,037,166	31.84	100.84

3. 督促状発送状況の推移

1. 町民税

(単位：件・%)

年度 \ 区分	調定件数	発送件数	調定件数に対する比率
21	53,063	4,728	8.91
22	45,332	4,071	8.98
23	44,557	3,891	8.73
24	44,399	3,544	7.98
25	43,601	3,610	8.28

2. 固定資産税・都市計画税

年度 \ 区分	調定件数	発送件数	調定件数に対する比率
21	34,877	4,210	12.07
22	35,062	4,141	11.81
23	35,057	4,159	11.86
24	35,104	3,899	11.11
25	35,149	3,286	9.35

3. 軽自動車税

年度 \ 区分	調定件数	発送件数	調定件数に対する比率
21	5,869	1,347	22.95
22	6,024	1,370	22.74
23	6,189	1,228	19.84
24	6,118	1,172	19.16
25	6,176	1,114	18.04

4. 国民健康保険税

年度 \ 区分	調定件数	発送件数	調定件数に対する比率
21	26,638	6,621	24.86
22	23,718	6,498	27.40
23	24,020	6,215	25.87
24	23,940	5,553	23.20
25	23,438	5,266	22.47

4. 不納欠損額の推移

(単位：人・円)

税目		21		22		23		24		25	
		人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
町民税	現年課税分	0	0	0	0	0	0	0	0		
	滞納繰越分	131	6,255,984	101	5,147,294	119	4,975,622	162	9,085,048	180	12,391,540
個人	現年課税分	0	0	0	0	0	0	0	0		
	滞納繰越分	122	5,871,313	96	4,816,994	112	4,625,322	159	8,835,048	173	11,932,640
法人	現年課税分	0	0	0	0	0	0	0	0		
	滞納繰越分	9	384,671	5	330,300	7	350,300	3	250,000	7	458,900
固定資産税	現年課税分	0	0	0	0	0	0	0	0		
	滞納繰越分	104	7,395,958	82	5,390,371	88	4,288,658	98	8,944,787	109	8,217,176
軽自動車税	現年課税分	0	0	0	0	0	0	0	0		
	滞納繰越分	58	306,400	47	295,800	53	392,400	66	440,600	64	418,400
都市計画税	現年課税分	0	0	0	0	0	0	0	0		
	滞納繰越分	104	675,542	82	495,350	88	390,042	98	818,713	192	747,424
特別土地保有税	現年課税分	0	0	0	0	0	0	0	0		
	滞納繰越分	0	0	0	0	0	0	0	0		
小計	現年課税分	0	0	0	0	0	0	0	0		
	滞納繰越分	293	14,633,884	230	11,328,815	260	10,046,722	326	19,289,148	353	21,774,540
国民健康保険税	現年課税分	0	0	0	0	0	0	0	0		
	滞納繰越分	212	19,012,671	192	14,855,900	209	19,531,150	333	34,449,216	288	28,090,500
合計	現年課税分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	505	33,646,555	422	26,184,715	469	29,577,872	659	53,738,364	641	49,865,040

5. 滞納繰越収納状況の推移

税 目		年 度		21				22			
		調定額	収入済額	収納率	収入額対 前年比	調定額	収入済額	収納率	収入額対 前年比		
町 民 税	個 人	101,617	22,005	21.7	153.7	105,819	16,281	15.4	74.0		
	法 人	3,151	785	24.9	119.3	2,721	395	14.5	50.3		
	小 計	104,768	22,790	21.8	152.2	108,540	16,676	15.4	73.2		
固 資 産 定 税	土 地	28,130	5,035	17.9	53.2	27,252	4,369	16.0	86.8		
	家 屋	43,488	7,784	17.9	56.4	43,935	7,045	16.0	90.5		
	償却資産	0	0	-	-	0	0	-	-		
	小 計	71,618	12,819	17.9	55.1	71,187	11,414	16.0	89.0		
軽 自 動 車 税		3,241	663	20.5	120.1	3,706	730	19.7	110.1		
特 別 土 地 保 有 税		0	0	0.0		0	0	0.0			
都 計 画 市 税	土 地	3,070	550	17.9	53.7	2,959	473	16.0	86.0		
	家 屋	3,485	623	17.9	56.3	3,491	557	16.0	89.4		
	小 計	6,555	1,173	17.9	55.1	6,450	1,030	16.0	87.8		
計（一般会計分）		186,182	37,445	20.1	91.5	189,883	29,850	15.7	79.7		
国 民 健 康 税 保 險 税	一 般	247,818	38,262	15.4	98.9	361,955	37,693	10.4	98.5		
	退 職	10,156	2,009	19.8	70.2	9,705	2,378	24.5	118.4		
	小 計	257,974	40,271	15.6	96.9	371,660	40,071	10.8	99.5		
合 計		444,156	77,716	17.5	94.2	561,543	69,921	12.5	90.0		

(単位：千円・%)

23				24				25			
調定額	収入済額	収納率	収入額対前年比	調定額	収入済額	収納率	収入額対前年比	調定額	収入済額	収納率	収入額対前年比
111,930	15,820	14.1	97.2	116,983	16,022	13.7	101.3	118,246	16,662	14.1	104.0
3,301	848	25.7	214.7	2,613	404	15.5	47.6	2,540	501	19.7	124.0
115,231	16,668	14.5	100.0	119,596	16,426	13.7	98.5	120,786	17,163	14.2	104.5
27,791	6,040	21.7	138.2	28,461	4,941	17.4	81.8	26,267	4,384	16.7	88.7
47,008	10,216	21.7	145.0	44,913	7,797	17.4	76.3	42,457	7,087	16.7	90.9
0	0	-	-	0	0	-	-	0	0	-	-
74,799	16,256	21.7	142.4	73,374	12,738	17.4	78.4	68,724	11,471	16.7	90.1
4,046	729	18.0	99.9	4,210	652	15.5	89.4	4,320	765	17.7	117.3
0	0	0.0	/	0	0	0.0	/	0	0	0.0	/
3,007	647	21.5	136.8	3,048	522	17.1	80.7	2,779	458	16.5	87.7
3,682	793	21.5	142.4	3,451	591	17.1	74.5	3,221	531	16.5	89.8
6,689	1,440	21.5	139.8	6,499	1,113	17.1	77.3	6,000	989	16.5	88.9
200,765	35,093	17.5	117.6	203,679	30,929	15.2	88.1	199,830	30,388	15.2	98.3
275,278	37,777	13.7	100.2	281,487	38,677	13.7	102.4	270,396	38,963	14.4	100.7
11,218	3,078	27.4	129.4	10,447	1,972	18.9	64.1	10,149	2,054	20.2	104.2
286,496	40,855	14.3	102.0	291,934	40,649	13.9	99.5	280,545	41,017	14.6	100.9
487,261	75,948	15.6	108.6	495,613	71,578	14.4	94.2	480,375	71,405	14.9	99.8

6. 平成26年度納期一覧表

月 別	税 目	期 別	納 期 限
平成26年 4月	○ 固定資産・都市計画税	1期	4月30日
5月	◎ 軽自動車税	全期	6月2日
6月	□ 町 県 民 税	1期	6月30日
7月	○ 固定資産・都市計画税 ☆ 国民健康保険税	2期 1期	7月31日
8月	□ 町 県 民 税 ☆ 国民健康保険税	2期 2期	9月1日
9月	☆ 国民健康保険税	3期	9月30日
10月	□ 町 県 民 税 ☆ 国民健康保険税	3期 4期	10月31日
11月	☆ 国民健康保険税	5期	12月1日
12月	○ 固定資産・都市計画税 ☆ 国民健康保険税	3期 6期	12月25日
平成27年 1月	□ 町 県 民 税 ☆ 国民健康保険税	4期 7期	2月2日
2月	○ 固定資産・都市計画税 ☆ 国民健康保険税	4期 8期	3月2日

V そ の 他

1. 税務証明書等の取扱件数

(単位：件)

種 類		年 度				
		21	22	23	24	25
有 料	所 得 証 明	777	764	635	842	902
	課 税 証 明	951	938	987	953	1,194
	非 課 税 証 明	1,433	1,506	1,551	1,462	1,608
	住 民 税 決 定 証 明	30	5	96	135	101
	評 価 証 明	386	380	432	440	398
	資 産 証 明	9	2	13	1	1
	公 課 証 明	192	136	122	151	178
	納 税 証 明	536	563	430	389	437
	閲 覧	289	214	191	221	179
	住 宅 用 家 屋 証 明	106	66	70	78	67
	そ の 他	17	12	8	22	15
小	計	4,726	4,586	4,535	4,694	5,080
無 料	標 識 交 付	275	238	233	275	308
	廃 車 申 告	256	231	278	276	298
	軽 自 納 税 証 明	400	430	461	415	459
	そ の 他	223	221	225	105	73
小	計	1,154	1,120	1,197	1,071	1,138
合	計	5,880	5,706	5,732	5,765	6,218

※ 「所得証明」には、児童手当用も含む。

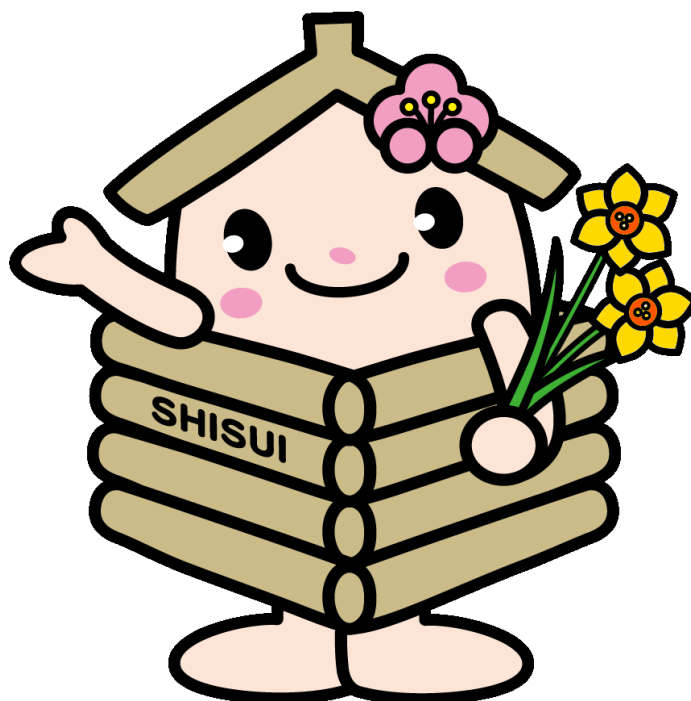
2. 町税徴収経費の推移（一般会計）

区 分		年 度		
		21	22	
収 入 額	町 税 (A)	2,612,692	2,529,964	
	県 民 税	785,402	717,373	
	合 計 (B)	3,398,094	3,247,337	
徴 税 費	人 件 費	基 本 給	46,084	46,008
		諸 手 当	22,851	21,398
		(1) 超過勤務手当	0	0
		(2) 税務特別手当	0	0
		(3) その他の手当	22,851	21,398
		そ の 他	12,295	11,996
		小 計	81,230	79,402
	需 用 費	旅 費	0	0
		賃 金	790	702
		そ の 他	20,682	21,610
小 計		21,472	22,312	
報 奨 金 等	納税貯蓄組合補助金	0	0	
	納期前納付報奨金	0	0	
	納 税 奨 励 金	0	0	
	そ の 他	0	0	
	小 計	0	0	
そ の 他	37,231	118,770		
合 計 (C)	139,933	220,484		
県 民 税 徴 収 取 扱 費 (D)		36,570	35,735	
(C) - (D) (E)		103,363	184,749	
税 収 入 額 に 対 す る 徴 税 費 の 割 合	(C) / (B)	4.1	6.8	
	(E) / (A)	4.0	7.3	
町 税 職 員 数		16	15	
職 員 一 人 当 り の 人 件 費 (F)		5,077	5,293	

(単位：千円・％・人)

23	24	25	26
2,537,524	2,727,162	2,387,115	2,511,922
687,725	697,127	649,536	654,448
3,225,249	3,424,289	3,036,651	3,166,370
43,093	44,748	48,297	44,681
20,901	21,460	23,091	22,211
0	0	0	0
0	0	0	0
20,901	21,460	23,091	22,211
11,566	12,034	13,296	12,665
75,560	78,242	84,684	79,557
0	0	0	36
789	688	958	1,140
21,149	20,097	18,933	18,044
21,938	20,785	19,891	19,220
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
30,427	31,045	31,270	29,181
127,925	130,072	135,845	127,958
30,995	32,151	31,681	32,574
96,930	97,921	104,164	95,384
4.0	3.8	4.5	4.0
3.8	3.6	4.4	3.8
15	13	14	14
5,037	6,019	6,049	5,683

資料：課税状況等調書第39表（平成26年度は当初予算）



酒々井町マスコットキャラクター
井戸っこ（しすいちゃん）

平成26年度
税 務 概 要

発 行 平成26年10月
編 集 酒々井町税務住民課

〒285-8510 千葉県印旛郡酒々井町中央台4-11
電 話 043(496)1171
FAX 043(496)4541
E-mail zeimu@town.shisui.chiba.jp